

論 説

環境問題を解決するための「市民参加型」制度の一考察

——環境配慮-循環型社会の実現に向けて——

越 田 加代子

目次

はじめに

I 環境容量の中での豊かさの追求

II 環境問題の解決に向けた「市民参加型」制度の構築

III 類型に基づく「市民参加型」制度の代表的な取り組み事例

おわりに

はじめに

「拡大・成長」を続けてきた経済社会が、資源や環境の地球レベルでの有限性という制約に直面していることが覆い隠すことができない事実となっている。いまや、世界は20世紀的な豊かさをあまねく享受することは難しい状況にきており、これまでの物的な市場価値を拡大する「豊かさ」から「あらたな豊かさ」への再定義が必要となっているのではないだろうか。

社会経済生産性本部2006年版「国民の豊かさ」の国際比較によれば、経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD)加盟30カ国のうち、日本の豊かさは第6位となり、前年(10位)より4ランク上昇したとされる。われわれが、「豊かな社会」を享受し続け、これを将来世代に引き継いでいくためには、地球温暖化、廃棄物処理などの環境問題を家計・企業・政府、それぞれの立場で努力していかなければならない。環境問題の解決に向けて、各経済主体が認識を新たに、環境配慮—循環型社会の構築を目指して取り組むことが求められる。それをめざす背景には、これまでの量的拡大を目標とする経済社会システムへの反省、使い捨て社会とその結果としての廃棄物問題の深刻化、最終処分場不足の問題があり、それゆえ、われわれの目的は、エネルギー循環やりサイクルを実践し、それを通じた人間の豊かさ(well-being)の向上にある。

J. S. ミルは『経済学原理』において、「そもそも富の増加というものが無制限のものではないということ、進歩状態と名づけているところのものの終点には停止状態が存在し、富の一切の増大はただ単にこれの到来の延期に過ぎず、前進の途上における一步一步はこれへの接近であるということ……このような停止状態[定常状態: stationary state]を終局的に避けることは不可能である」また、「資本および人口の定常状態なるものが、必ずしも人間的進歩の定常状態を意

味するものではないことは、ほとんど改めて言う必要がないであろう。定常状態においても、あらゆる種類の精神的文化や道徳的社会的進歩のための余地があることは従来と変わることがなく、また『人間の技術』を改善する余地も従来と変わることがないであろう。そして、技術が改善される可能性は、人間の心が立身栄達の術のために奪われることをやめるために、はるかに大きくなるであろう¹⁾とされる。

広井〔2001〕は『定常型社会』において、「時間観の転換²⁾」を重要視している。「快適な空間で、いい時間を過ごす」というのは、人生の1つの目標であるが、自己実現に向けた「時間の消費」は、やがて「根源的な時間の発見」へ、「自然の時間」や「コミュニティの時間」の発見へと進化する。そこでは、例えば、自然保護や福祉等、個人が主体的に参加するボランタリーな「市民参加型」の活動の中で、自由な創意が発揮され、喜びや感動を共有しあう時間が流れるが、これらは、明らかに市場経済とは異なるものである、と指摘している。

ダニエル・ベル〔1975〕は、「ポスト工業社会（脱工業社会）」においては、物的資源とエネルギーの効率的配分によって、経済効率と成長を第一義とする「経済学的様式」から、知識や情報による問題解決という「社会学的様式」、すなわち経済的価値から社会的価値へと価値観の変化が必要である³⁾と指摘している。アンソニー・ギデンズ〔1995〕は、今日の「ポスト工業社会」のことを「ポスト希少性社会」と称し、先進国の工業化が十分に進展した後にくるのは、「ポスト希少性の経済（Post-scarcity Economy）」であるとされる⁴⁾。

佐伯〔2003〕は、これまでの「工業社会」は、物的生産の次元における経済の拡張が主要な関心であったが、「ポスト工業社会」では、環境、健康、生活のアメニティ、交通システムなどの専門的な知識や情報が動員・結合され、それによって「公共的計画」の実現が図られる。人々の関心が物的な「量」の拡大から生活の「質」へと変化する。人々は、例えば、自動車そのものを求めるのではなく、自動車を有効で快適に使えるような生活システム、交通（道路）のシステムを求めるようになる。つまり、自動車という商品ではなく、その自動車を家族や友人と共有する時間を求めるようになるのである。量的拡大を目標としない、「新しい豊かさ」に向けて、「価値観の転換」が必要である、と指摘している。

今日、われわれは、地球環境問題から脱却し、持続可能な社会を構築するという大きな課題がある。これからは、変化しない「自然」と「コミュニティ」にも価値が置かれる時代である。そのためには「生活の質」を重視したオルタナティブなライフスタイルの創造が求められている。人間と自然との関わりを豊かにできるような「あらたな豊かさ」をどのように創り出したらよいのかを考え実現したい。「豊かさ」を担う条件は何か、ということに問題意識をもち、本論文を展開していきたい。

以下、Ⅰでは、環境容量の中での豊かさの追求、具体的には、消費者や企業およびコミュニティにおける主体的な環境配慮型行動について概観する。Ⅱでは、環境問題を解決するための手法として、とりわけ「市民参加型」の制度に焦点を充てる。まず、循環型社会形成推進法制度の観点から、現行の「市民参加型」の制度について検討する。その上で、われわれが目にした今進展しつつある新たに創出された「市民参加型」の制度として、「環境と金融の融合」、「消費者の環境配慮型行動としてのカーボン・オフセット」、および「都市近郊における里山保全に向けて」の論文における制度を総括して纏める。Ⅲでは、上述の3論文における制度の代表的な取り組み

事例を提示し、今後、「市民参加型」の多種多様な仕組みが、さらに制度が新しく展開していくためには、どのような方法があるかを提示したい。

謝辞

本稿は、立命館大学松川周二名誉教授ならびに田中祐二教授との日々の議論に基づき作成されたものであり、ここに記して感謝の意を表したい。ありうる誤謬は、すべて筆者の責任である。

I 環境容量の中での豊かさの追求

1-1 持続可能な経済社会システムへの移行

地球上の資源は有限である中で、持続可能な経済社会を構築するためには、どのような経済システムを構築するべきであろうか。環境問題の変容は不可逆的であり、われわれに20世紀型社会から21世紀型社会への転換を迫る。具体的に言えば、20世紀型社会の「豊かさ」は環境負荷に直結した社会であったが、21世紀型社会は、「豊かさ」が環境負荷を超越し、環境効率性（Eco Efficiency、⁵⁾社会的効用／環境負荷）を向上させる社会、すなわち自然の利用による環境への負荷を低減させると同時に、自然の利用から得られる社会的効用（便益）を増大させるという経済社会である。

1-2 消費者の行動変化

1-2-1 環境に配慮した消費者の意識と行動

日本は1970年代半ばに、第三次産業就業者の人口の割合が50%を超え、この時点で日本経済はソフト化に突入したと言える。そのことによって、どのような変化が、もたらされたのであろうか。第1には、国民の意識の変化と自由時間の増大である。具体的には、経済成長による所得水準の向上とモノの充実に伴い、国民の意識は「物の豊かさ」の追求から「心の豊かさ」を求める方向に移行している。2002年6月内閣府「国民生活に関する世論調査」においては、この30年間で「物の豊かさ」より「心の豊かさ」を求める人の割合が一貫して増加しており、「心の豊かさ」を求める人が初めて6割を超えたとされる。第2には、環境問題に伴う価値観やライフスタイルの多様化を反映して、モノやサービスに対するニーズも多様化してきた。例えば、耐久消費財よりも、自由時間の増大に伴い、余暇活動、自己啓発や能力向上等に今後の生活に比重が置かれ、生活全体が豊かでゆとりがあることを重視する傾向が見受けられる。また耐久消費財の買い換えまでの使用年数も長期化している。このような意識の変化は大量消費、大量廃棄型の生活から、質を重視した生活への変化が生じていることの一つの現れであると同時に、環境への意識（以下、環境意識と明記する）の高まりを表していると言えるであろう。

李志東〔2001〕は、環境意識を次のように定義している。環境意識は問題意識、原因意識と保護意識に分類される。ここでは、問題意識は問題とする意識、また原因意識は問題の原因を自分自身の結果とする意識、さらに保護意識は自分自身の行動を変える意識であるとされる。環境意識が環境問題解決の十分条件ではないが、なくてはならない必要条件である。あらゆる経済主体

が統一した環境意識を持たなければ、環境問題の解決が困難であると指摘している。

環境問題に対する消費者意識の変化を分析している「電通グリーン・コンシューマー調査2013」によれば、「環境問題への配慮と生活を楽しむことは両立できると思うという意識は、2009年度の56%から、この5年間で着実に高まり66%となった」とされる。また消費者の環境に配慮した意識調査について、環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成25年度調査）」によれば、「環境を守る上で最も重要な役割を担う主体」は誰かという問いに対して、国民は49.1%が「そう思う」と答えており、次いで、国は17.3%、事業者は13.1%、地方公共団体は11.8%であったとされる。このことは、まさに人々の環境意識が高まっていることを意味する。一方、「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」では93.0%の人々が「そう思う」と答えており、以下、「環境に配慮した製品やサービスを選ぶことは重要である」は88.5%、「地域の人たちが協力して、その地域の環境保全にもつながるので重要である」は88.6%、および「環境保全の取組を進めることは、経済の発展につながる」は81.35%の人々が「そう思う」と回答している。以上のことから、人々が環境問題に対する重要性を十分に認識していると言えるであろう。

環境に配慮した行動（以下、環境配慮型行動と明記する）はどのように変化してきているのだろうか。環境省〔2015〕によれば、環境配慮型行動を実施している人の割合を見ると、環境問題に関する日本人の行動は、「ごみの分別は90.5%」、「節水は84.0%」、および「省エネは84.0%」等、日常生活の中で実施可能なものは多く取り組まれているとされる。環境意識の高まりを踏まえて驚くべき事実は、これまで環境問題の重要性が指摘され、かつては環境意識の高い人々が率先してきた環境配慮型行動を、現在この時点でみると人々がごく普通に行っていることである。一方、「物・サービスの消費行動を行うときは、環境への影響を考えてから選択する」は41.2%であり十分とは言えない。この面で見れば、環境配慮型消費行動としての割合は少ない傾向であるが、しかしながら、年次推移を見ると、1997年度調査で24.4%であったものが、2003年度29.9%、そして2010年度には34.9%であり、その割合は増加傾向にある。このように、2000年代以降、環境意識の高まりだけでなく、消費行動においても環境配慮が確実に前進していることがわかる。それゆえ、環境意識の高まりは、心の豊かさや生活の質に反映しているとみることができる。

1-2-2 グリーン・コンシューマー（Green Consumer）活動の社会的意義

人々の環境意識の高まりを受けて、商品やサービスの購入や消費に際して、環境への影響を配慮した意思決定を行うグリーン・コンシューマーが注目されるようになった。グリーン・コンシューマーとは、これまでの使い捨てのライフスタイルを見直し、生活者の意識改革を通して、より環境負荷の少ない商品を積極的に購買しようとする環境意識の高い消費者である。一方で、企業行動に関する環境情報をガイドブック・エコラベル等から学び、商品選択を通じて、企業に環境配慮を求める運動等を展開している。その行動指針として、グリーン・コンシューマー全国ネットワークが、「グリーン・コンシューマー10原則」（表1）を規定している。これまで環境負荷は外部不経済として経済システムに積極的にとりこまれることがなかったが、このような消費者が増えることで環境保全の社会的コストを消費のプロセスに内部化することが可能となる。生産と消費という二分法をこえて、より創造的な消費者が生まれることが、今後の展開の中で期待される。

表1 グリーン・コンシューマー10原則

- | |
|--|
| ①必要なものを必要な量だけ買う
②使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
③包装はないものを最優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
④作るとき、使うとき、捨てる時、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
⑤化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
⑥自然と生物多様性を損なわないものを選ぶ
⑦近くで生産・製造されたものを選ぶ
⑧作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
⑨リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
⑩環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ |
|--|

出所：「グリーン・コンシューマー10原則」を参照し作成、グリーン・コンシューマー
 全国ネットワーク web サイト 〈<http://www.green-consumer.org/old/10gensoku.htm>〉

片岡 [2011] によれば、グリーン・コンシューマー活動を環境 NPO の具体的な活動の事例として注目し、それに取り組む人々やその活動には、次のような特徴があると指摘している。それは第1に、環境問題は全ての人々が取り組む課題であり誰でも日常的に行えることに意義がある。第2に、例えば商品選択において、環境を重要視する消費者が増加すれば、企業は環境に配慮した品揃え、包装、販売方法を選択するようになり、消費者側から環境重視のニーズを作り出すようになる。第3に、一人ひとりが環境問題への取り組みのきっかけになり、その活動を通じて日々の消費行動を変えることで環境改善が可能となるのである。

実際、アメリカで注目されている LOHAS (Lifestyles of Health and Sustainability, 以下ロハスと明記する) と呼ばれる生活スタイルがある⁶⁾。ロハスとは、「健康を重視し持続可能な社会を志向する生活スタイル」であり、米国成人人口の30%、5千万人がそれを重視する消費者となっている。そのような人たちが経営者、また消費者として行動する結果として、環境と健康を重視した商品やサービスを提供するロハス企業が台頭してきた。その企業の代表格はガイアム (コロラド州) であり、そこがロハスというコンセプトをはじめて提唱したのである。そして関連商品で起業、家庭用品や医療品、クリーンエネルギー商品などを独自に作って web サイトを通じて販売し、その後、同市場⁷⁾に参入する大小の企業が増加し始めロハスが一般化したのである。因みに2000年米国の市場規模は2268億ドル、全世界では約5400億ドルであった。彼らは消費者として製品を購入する場合は、製品づくりをする企業が社会正義に反していないか等、利益と社会的責任を両立させるビジネスを優先選択することに誇りを感じている人々なのである。このように、企業にとっては、企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR, 以下 CSR と明記する) が問われるようになってきたのである。

1-3 企業を取り巻く状況の変化

1-3-1 企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR)

1970年代頃から、市場社会において、企業は社会的・環境的な視点からも同時に企業を評価することの重要性が指摘されるようになった。企業の活動は、コミュニティにおいて、構成員や社会構造や自然環境に与える影響がますます増加している。また、企業は株主のみならず、従業員、顧客、環境、さらにコミュニティといった利害関係者から構成され、異なる利害関係から相互的

に関係している。とりわけ重要なのは、これらの利害関係者から、企業活動のアカウンタビリティが厳しく問われるようになってきていることである。環境に関しては、国際規格 ISO14001：環境マネジメントシステム⁸⁾ やリサイクルシステムの確立等が厳しく求められている。具体的には、市場のグリーン化（環境に対する企業の取り組みが、消費者、投資家、行政などが企業を評価する上で重要な要素となり、企業の競争条件となりつつあること）を受けて、グリーン購入、グリーン投資、環境会計⁹⁾、ライフサイクルアセスメント¹⁰⁾ (Life Cycle Assessment: LCA) が普及しつつある。これらの普及は、ISO14001の取得を促進することになる。またフィランソロピー活動にとどまらず、事業活動を通じて、環境問題をはじめコミュニティの再活性化等について、企業がいかに取り組んでいるかが問われている。

ところで、経済成長には、技術革新が不可欠である。これまでは、物的豊かさを求めるものであったが、今後はそのような価値観からの転換を迫られている。では、これからの技術革新とはどのようなものであろうか。それは、あらかじめ設計の段階から、廃棄することを考慮に入れたモノ作りである。そうした、モノの流通には、レンタルやリースの型式がふさわしく、その延長上には、モノの保有形態が「買って所有する」ことよりも「借りて利用する」ことを重視する社会¹¹⁾がある。循環型社会への転換とは「所有社会」から「使用社会」への転換を意味する。このようなリース・レンタルの増加にみられる、物の所有からサービスの利用への転換の現れは、企業の経営戦略とも符合するとともに、国民の意識の変化に対応したものといえるであろう。このような変化は、資源生産性を改善するという意味で経済の脱物質化であり、個別製品の効率改善では達し得ないような抜本的な改善が実現される可能性があり得る。このように企業をとりまく状況は、個別的な利益追求のみの経営姿勢だけでなく、環境に配慮した企業行動によって地球環境との共生を図り、自らの企業の持続可能性を目指すことがその経営姿勢に変化している。この背景には、従来は公害問題のような個別的・地域的な問題であったが、地球温暖化といった地球規模での環境問題に変化しているという現実がある。それゆえ、よりグローバルな視点に立った積極的な環境配慮が求められている。

近年、企業の社会的責任が厳しく問われるようになり、企業に求められる役割が変化しつつある。ローカルレベルであれ、環境的・社会的課題に直面する中で、社会的に責任ある企業とは何かが議論されるようになった。谷本〔2003〕によれば、CSRとは、「経営活動のプロセスに社会的公正性や環境などを組み、アカウンタビリティをはたしていくこと」と定義される。CSRが本格的に問われ始めたのは、1970年代の米国においてである。1960年代後半からの新しい社会運動を受けて、企業の環境問題、商品の安全性の問題、および人権問題などが問われるようになった。その結果、企業は社会的責任を果すべきか否かという議論が急速に拡がり、1990年代には、企業はグローバル・レベルで環境的・社会的問題への積極的な取り組みが問われるようになった。グローバルな市場社会からの要請を受けて、企業がいかにCSRを果たしていくかが議論されるようになり、具体的な経営戦略・情報開示のあり方や評価システムについて検討されるようになった。持続可能な社会システムを構築するために、とりわけ企業の果すべき役割や機能が根本的に問い直される流れの中、社会的責任投資 (Socially Responsible Investment: SRI, 以下、SRIと明記する) が欧米で急速に成長し、注目されるようになったのである。

1-3-2 社会的責任投資（Socially Responsible Investment: SRI）

グリーン・コンシューマーと同様に、企業への投資行動において収益性や安全性といった財務情報だけを重視するのではなく、企業の環境活動情報も考慮に入れる投資家が現れるようになった。こうした投資家はグリーン・インベスターと呼ばれ、彼らの投資行動において企業の環境的・倫理的側面を考慮に入れる社会的責任投資の一領域として注目されるようになった。谷本〔2003〕によれば、SRIとは、「経済的パフォーマンスがよく社会的に責任を果たしている企業に投資する、あるいは金融機関やファンドが社会的な課題の解決にかかわっている事業体に投資する」と定義される。アメリカの社会的責任投資フォーラムによれば、その形態は、①社会スクリーン、②株主行動、③コミュニティ投資に区分される。このシステムを支持する投資家が増え、市場に定着していけば、社会的責任を果たす企業が積極的に評価される新しい規範が市場に形成されていくことになる。したがって、環境的・社会的パフォーマンスの低い企業は、中長期的な経済的パフォーマンスを高めることができず、評価されなくなるのである。

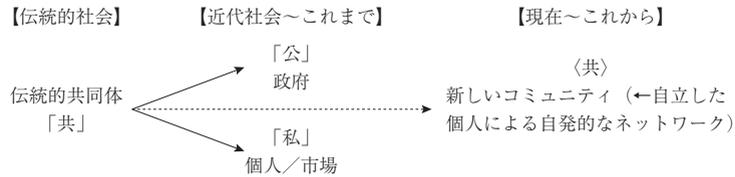
SRI型投資信託では、上述のように企業の財務状況だけでなく、環境・社会問題の取り組みを考慮して投資先が決まるので、企業側からみるとSRIが導入されると環境・社会問題への自社での取り組みが評価され、有利な条件で資金を調達することができるというメリットが生じる。そのためSRIには、企業の環境問題や社会活動を促進する効果があると考えられる。一方、個人投資家からみると、環境・社会問題に取り組んでいる企業に自らの資金を投資したいという要望に応えることができる。SRIの中で、企業の環境配慮を評価する個人向け公募型投資信託の代表的なものが、エコファンドである。それは投資行動を通じて、株式投資における企業の選択基準に単なる収益性だけでなく、環境指標を用いて企業の環境負荷を低減させることを目指すものである。エコファンドは、日本初の「日興エコファンド」が6ヶ月で500億円超の資金を集め、急速に当市場が広がった。2002年9月末時点におけるエコファンドの資産残高総額は、約890億円であった（細田、室田編〔2003〕）。とりわけ企業の環境情報開示（環境報告書、環境会計、環境パフォーマンス指標等）の重要性が強く認識されるようになったのである。資本の再配分という金融機能を使い、環境配慮型社会を実現するために開発されたのがエコファンドとも言えよう。

このように、SRIのような企業評価のシステムが市場に定着するようになるならば、環境的・社会的基準をクリアしない企業は融資、投資、取引の条件をクリアできなくなる恐れが生じ、環境的・社会的パフォーマンスを低下させることにつながる。このような視点から、トリプル・ボトムライン¹²⁾（経済的・環境的・社会的側面）をクリアする企業が持続的な成長を達成し、21世紀における健全な企業であると考えられている。それゆえ、企業はフィランソロピー活動のみならず、社会的な事業活動として新しい可能性を模索し始め、政府・行政やNPOと協働することを通じて、そのことに関与する方法が増加しつつある。

1-4 地域における「新しいコミュニティ」の創造——個人・コミュニティ・公共——

広井〔2001〕によれば、近年、個人による主体的な（ボランタリーな）コミュニティ、いわゆる「新しいコミュニティ」形成に向けたさまざまな活動や試みが活発化していると指摘している。ではこれまで、どのような地域コミュニティが形成されていたのであろうか。伝統的な社会において存在していた農村社会の相互扶助に象徴されるような「(伝統的な)共同体」は、近代社会以

図1 「新しいコミュニティ」個人・コミュニティ・公共性



出所：後掲参考文献（以下、同じ）(55) p.167

降において、一方における「市場／個人」とそれを補完する「政府」=公共部門に二極化し、各々が「私」と「公」という領域に対応するものであったが、現在こうした枠組みに収まらないさまざまな形の新しい試みが生まれており、それがさまざまな個人やNPO等の主体的な活動である。このような活動ないし領域は、図1のような枠組みで示される。

ここでの「伝統的共同体」とは基本的に自然発生的なもので、その帰属は個人の自発的な意思によるものではない。これに対して「新しいコミュニティ」は、自立的な個人が主体的に参加していくものであり、それぞれは共通の関心や連帯の意識が結びついているのである。では、こうした動きは、循環型社会における個人のあり方とどう関わってくるのであろうか。それは第1に、「新しいコミュニティ」と政府あるいは公的部門との関係、第2に（営利）企業、あるいは市場経済との関係が挙げられる。とりわけ重要な点は、今後NPOを始めとして、個人の自発的な参加による「新しいコミュニティ」の領域が拡大し、それらが公共性、例えば環境保全や福祉等、これまで政府が担っていた役割の一部を担うのであれば、少なくとも政府の役割は小さくなっていくのではないだろうか。

ここで、「新しいコミュニティ」と呼びうる領域までも視野に入れた、「公（政府）—共—私（個人／市場）」の役割分担の在り方について考えてみよう。それは第1に、人々の基礎的ニーズに対応する、いわばベーシックなサービスないし保障については、あくまで公的な財政の枠組みで対応する。第2に、そうしたベーシックなニーズを超える部分は、「新しいコミュニティ」が担っていくことになる。具体的には、各地で増加している住民参加型の有償ボランティア等の相互扶助型組織、各種のNPO等が該当する。今後この領域は、飛躍的に拡大していくことになると期待される。このように「新しいコミュニティ」は、個人のベーシックなニーズから派生的なニーズに対し、「公—共—私」の領域がこの順に重層的に存在するような社会システムの姿であると言えるであろう。

広井の「個人・コミュニティ・公共性」に関する理念的な枠組みは、そもそも伝統的共同体から近代社会以降、「公」と「私」という二領域に対応するものに変化し、現在はこうした枠組みに収まらないさまざまなかたちの新しい試み、すなわち、個人による自発的（ボランティア）な「新しいコミュニティ」という活動や試みに変化しつつあるというものであった。換言すれば、近年、「公」の領域は、NPOなどの存在によって、また「私」の領域は、企業の社会的責任の観点から、「企業市民」¹³⁾という考え方を踏まえると、それぞれが「新しいコミュニティ」の方向に接近していると考えられる。

II 環境問題の解決に向けた「市民参加型」制度の構築

2-1 「市民参加型」制度——循環型社会形成推進法制度の観点から——

我が国の環境問題は、主として地球温暖化と並んで廃棄物問題が挙げられる。とりわけ最終処分場の不足は早急に解決しなければならない最重要課題の一つである。

2-1-1 大量廃棄社会から循環型社会への論理

廃棄物処理は、伝染病を媒介する衛生害虫・害獣の発生等の公衆衛生上の問題、悪臭発生等の生活環境上の問題に対する一環として捉えられてきた。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においても生活環境の保全、公衆衛生上の向上が主目的として掲げられている。しかし、廃棄物が資源消費のバロメーターと見なされ、廃棄物問題の根本的解決には廃棄物の発生を抑制することが重要との認識のもと、地球環境保全との関係から論じられるようになってきた。すなわち廃棄物問題が身近な生活環境から地球環境という大きな視点からの解決を迫られている。因みに、ごみや廃棄物だけでなく、二酸化硫黄・二酸化窒素などの有害ガスや二酸化炭素、あるいは汚濁水なども廃棄物の一種である。このような廃棄物の過剰状態においては、外部費用（社会的費用）が発生しているため、適正に処理しなければ、大きな外部不経済をもたらすことになる。例えば、1970年代の公害問題が一つの例であるといえる。

大量廃棄社会の経済システムは、生産・流通・消費の産業のみに焦点を充ててきた。すなわち、生産者や消費者も廃棄物を考慮しない生産や消費を行い廃棄物に関わる問題についてほとんど対応ができていないようなシステムを作り上げ、その結果、処理費用の高騰、最終処分場の枯渇問題に直面したのが20世紀の姿であった。廃棄物には、家庭から排出されるごみ、すなわち一般廃棄物と企業等から排出される産業廃棄物がある。とりわけ一般廃棄物の処理は、税金から費用をまかない一括で徴収されているので、住民にとって廃棄物の処理費用の負担感は小さいけれども、その処理費用は確実に増加している。しかも、大切な国土を最終処分場という形で消費している。このように最も費用のかかる回収部分が市町村の役割分担になり税金投入型のシステムになっているため、人々は廃棄物を発生源から減らすというインセンティブは弱いと言わざるを得ない。今後廃棄物の発生・排出抑制を組み込んだ経済システムを構築し、廃棄物を削減する動機づけを内蔵したシステムへの転換が求められる。では、この構図は循環型社会においては、どのように変わるのであろうか。

循環型社会の形成に向けた法的取り組みは1991年に始まり、同年「廃棄物処理法」の改正によって、廃棄物の排出抑制および再生が法目的に規定されるとともに、リサイクル促進のための対策として「再生資源利用促進法」が制定された。1996年には「容器リサイクル法」、1998年には「家電リサイクル法」がそれぞれ制定された¹⁴⁾。また政府が率先して再生品のなどの調達を推進するという「グリーン購入法」が施行され、2000年5月、これまでの経済活動の仕組みを根本から見直し循環型社会を構築するため、「循環型社会形成推進法（以下、循環基本法と明記する）」が制定された。このことによって、循環型社会へ向けた法制度は、かなり体系的に整備されたと言える。それに呼応して、各経済主体・各地域で循環型社会の構築に向けた取り組みが進められてい

る。

循環基本法において、廃棄物・リサイクル対策は、次のように定められている。第1に廃棄物等の発生抑制（リデュース）、第2に使用済製品、部品等の適正な利用（リサイクル）、第3に回収されたものを原材料として適正に利用する再生利用（マテリアルリサイクル）、第4に熱回収（サーマルリサイクル）を行い、それでもやむを得ず循環利用が行われないものについては適正な処分を行うこととしており、その優先順位を念頭に置くとしている¹⁵⁾。また同法に基づく「循環型社会形成基本計画」では、循環型社会の具体的なイメージ、数値目標、各経済主体が果たすべき役割について定められており、同計画にもとづいて廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するとされる¹⁶⁾。

2-1-2 消費者（市民）の行動——ごみの減量——

環境問題に対する意識の高まりを受けて、消費者は主として、ごみの発生抑制（減量）とリサイクル等に主体的に取り組んでいる。すなわち、ごみの排出量を極力少なくして、生ごみ等はコンポスト化し堆肥にして有効活用する。また資源ごみは、リサイクルするために自治体と一体になって分別収集に努力している。では、ごみの減量に直面した自治体では、どのような取り組みを行ってきたのであろうか。

第1に、「混ぜればごみ、分ければ資源」を合言葉にごみの減量化に成功した静岡県沼津市である。1975年当初、当市において、地域によっては分別収集導入反対の住民運動があったが、今やごみの分別数は増やすべきだと要望が出るほどに住民のごみに対する認識が高まっている。第2に、徳島県勝浦郡上勝町においては、山間の資源回収車が来ない場所でありながら、ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）を宣言し、町民が主体的に取り組む資源化率85%を達成している¹⁷⁾。その具体的な活動内容は、町民がリサイクル品を指定の場所にそれぞれが持ち込み、ごみゼロへの挑戦「ごみは資源」という合言葉で34種類の分別収集を行っており、これは全国最多である。また、「リサイクルされてまた建築資材に、リサイクル品でつくと65%のエネルギー節約、大気汚染物質85%減少」など、資源の行先とリサイクルによる効果が数値で明記されることによって、町民の分別への理解度を深めている。第3に、京都市においては、2015年10月より、「しまつのこころ条例」をスタートさせた¹⁸⁾。京都市のごみ量は、ごみ袋の有料制を踏まえて、環境負荷低減と年間106億円の大幅なコスト現を実現しているが、ごみ処理に261億円の巨額の費用がかかっている現状である。そこで、ピーク時からの「ごみ半減」39万トン以下を成し遂げるために、さらなる2R（リデュース、リサイクル）の促進による取り組みが実施されている。このように、市民の段階で厳格な分別が行われていると当然ながら、業者の分別費用が低下し、収集されたものが有価物になりやすい効果がある。

「ごみの有料制」を実施している自治体は増加傾向にある。それを採用した自治体は、2013年度には1,083であり、全体の62.2%を占めた（藤倉 [2014]）。そこにおいては、多かれ少なかれ、ごみの減量効果を上げている。そこで、「ごみの有料制」とごみの減量効果が住民の意識にどのように影響し、どのように評価されているのかを見てみよう。例えば、北海道伊達市（人口3万5千人の小都市）は、1989年7月、家庭ごみの収集に有料制を採用した。その目的は、ごみの処理費の一部負担を直接市民に求めるとともに、ごみに減量を促すことであったが、当初は市民の間で反対の動きがあった。しかし、1年後には、同市のごみの量は従前に比べて実に32%減にな

19) ったのである。また東京都日野市においては、2000年の「ごみ改革」によって、資源物の収集量を倍増させる一方、「ごみ半減」という目覚ましい減量効果をもたらしたことは注目すべきことである。このような「ごみ改革」のもとで、何が市民の行動を変える要因になったのであろうか。同市が行ったアンケート調査によると、市民は第1の要因として「ごみ有料制」を挙げている「日野市ごみゼロプラン（市民の行動変化の要因）2002年3月 p.12」。同有料制の導入後、それを支持する市民が増えている要因として、以下の点が挙げられる。第1に、有料とはいえ、その額はそれほど多くないことである。第2に、指定ごみ袋の大きさによって料金が異なり、ごみを減らせば小さい袋で済むため、無料収集と比べると多量のごみを出したとしてもかえって公平で、減量努力が報われることである。第3に、ごみ減量という市民的課題への取り組みに対する参加意識、有力感をもつことができること等である。

山川・植田〔2001〕は、有料制とゴミ減量の関係は、「ごみ有料制によりお金がかかるようになったので、ゴミを減らした」という単純なものではなく、有料制度がごみ問題・環境問題への関心を高める契機となり、これらも動機としてゴミ減量行動が促されたと指摘している。また、田中他〔1996〕は、住民への質問紙調査に基づき、有料化は実施後により多くの市民に受け入れられ、現在は、市民の半数以上に受け入れられている。その賛成理由として、費用負担の公平性、ごみ減量、モラル向上等であった。その回答のなかで、とりわけ家計の支出増加は、有料制導入後大きく減少している。ごみ減量の結果、当初予定額よりも支出額を減らせたことが、有料制実施後に賛成理由が増加した要因であろうと、評価している。²⁰⁾

2-1-3 企業（市民）の行動——リサイクル市場——

循環基本法の施行により、企業の行動はどのように変化したのであろうか。特徴の一つとして、拡大生産者責任²¹⁾ (Extended Producer Responsibility: EPR) の考え方が、2001年に経済開発協力機構(OECD) から各国政府へのガイダンス・マニュアルとして公表されたことによって、循環型社会の形成における生産者責任が重くなったことである。EPRを導入する根拠については、製品設計や素材選択に関する技術情報を生産者が占有していること、また循環利用へのインセンティブが生産段階から働く仕組みを作るという観点からの合意が得られている。いわゆる環境配慮型設計²²⁾ (Design for Environment) の遂行である。こうした方法で廃棄物の処理費用が内部化されることによって、廃棄物の発生抑制が可能になる。また仮に廃棄物が排出されたとしても、より小さな費用で再資源化されるようなメカニズムができるであろう。

例えば、環境配慮型製品の場合を考えてみよう。政府が環境改善のための方策を採る。それに呼応して企業は技術革新を行い、エコプロダクツ（例えば、電気自動車・ハイブリッドカー）を製造し販売する。その製品は廃棄物の発生・排出抑制を施されているゆえ、相対的に価格が高い。グリーン・コンシューマーの購買意欲を促すために、政府がグリーン税制を施行する。製品をそれらが購入し鼓舞することによって、次の人々が製品を購入し始める。多くの人々に支持されることで販売数が増加し、量産効果によって価格が低下する。さらに次の人々が購入し、その製品が一般化する。企業によってエコプロダクツが生み出され、それが市民の評価を得ることによって、波及効果が生じている。次に、使用済み家電リサイクル法の場合を見てみよう。同法のもと、各経済主体の責任分担と再商品化等に要する費用を排出時に負担する仕組みになっている。具体的には、消費者が使用済み家電製品の排出時の応分の負担を的確に行い、家電メーカーが再資源化

の責任を果たせば、費用は市場を通じて主体に分散される。²³⁾こうした付加的な費用と新たな利潤機会の発生が、効率的な廃棄物の削減が行われる可能性が高く、同時に静脈ビジネスが創出される効果がある。家電メーカーは使用済み家電製品の適正処理、再資源化の技術開発を行い、業界と協力しつつ（水平的な協調）、かつ産業廃棄物処理業者や素材メーカーとも協力しつつ（垂直的協調）による新しいシステムを立ち上げ、ネットワーク化を実現したのである。

再生品の普及を阻害する要因として、新品と同水準の品質が維持できるとすれば、1つは、それぞれの価格が相対的に高いことである。当然ながら、上述の環境意識の高いグリーン・コンシューマーが多くなれば普及するのであるが、再生品の場合、消費者の合理的行動の観点からすると、既存の製品と機能的に変わらないにもかかわらず、価格的に高い再生品を消費者が買い求める場合には、それに見合う別の価値—例えば環境価値—を消費者が認識・評価しなければならない。また、消費者が評価の源泉になる情報を得る方法—例えばエコラベル—は情報開示の方法として十分であるかが検討の余地があるであろう。

廃棄物の発生抑制が進んだ経済においては、有価物をそれとして使い回すという特徴がある。例えば、アップグレード（用益の質の向上）、メンテナンス（用益の質の維持）、リペア（修理によって用益の質を取り戻すこと）などによって、付加価値が市場で実現すれば、廃棄物の発生を抑制しつつ、経済性を高めることができるであろう。そのためには、使い回す知識、知恵（ノウハウあるいはソフトウェア）が必要になる。財を消費する際、われわれは物理的な意味で量や容積から効用を得ているのではなく、むしろ財を使い回すということは、この用益の質を保ち、そうすることによって効用水準を維持するということである。経済が発展するとともに、経済のサービス化は進展する。モノは小さくとも、そこに蓄積された知識が大きいと付加価値は大きくなる。それと同じように、モノに知識・技術を再充填することによって、用益の質の水準を維持したり向上したりすることも期待できるかもしれない。それは付加価値の発生を意味するのであり、これが経済全般に広がっていけば付加価値は増加していくであろう。実際、環境関連ビジネス、いわゆるエコビジネス産業の市場規模は2010年に47兆円、2020年には約60兆円と予測されている。²⁴⁾

以上のように、循環型社会を構築するためには、基本的な枠組み法たる循環基本法を道標としつつ、個別の廃棄物・リサイクル対策を実施することにより、対象物品の特性等を踏まえた実効性のある廃棄物・リサイクル対策を展開することが期待できる。また、循環型社会の形成には各経済主体の参加が不可欠であるだけに、その方向性についてさまざまな議論の場やプロセスは重要である。何れにしても、これまで考察してきたように、政府による環境改善のための法整備→技術革新によるエコプロダクツを含むエコビジネスの創造→消費者（市民）によって評価される（環境意識の高まりを踏まえた消費者の環境配慮型行動）→といった相互補完的な連鎖が発生する点が重要である。そしてその連鎖に不可欠な結節点を示すことが本稿の軸である制度そのものである。

2-2 3 論文に関する制度の説明

環境意識の高まりを踏まえて驚くべき事実は、これまで環境問題の重要性が指摘され、かつては環境意識の高い人々が率先してきた環境配慮型行動を現在この時点でみると人々が普通に行っていることである。だからこそ、上述のごみの減量・リサイクル、環境配慮型製品の選択的購買

活動を通じて市民が積極的に参加しているのである。そのことに鑑みれば、とりわけ制度が重要であったと言える。われわれは、市民の環境意識の高まりを評価した上で、それに関連する制度によって、また新しい展開を目指すという意識を持ちつつ、広範でより主体的な市民参加型の取り組みを目指さなければならない。今後、制度を通じて、環境意識の高まりや環境配慮型行動をさらにいっそう発展・展開させていくためには、また新たな制度が求められている。実際、そのような制度が、現在創出されつつある。それらは、次の3論文によって示される。まず第1に、「環境と金融の融合—環境配慮型社会の実現に向けた支援システムを中心に—」²⁵⁾、第2に、「消費者の環境配慮型行動としてのカーボン・オフセット—低炭素社会の実現に向けて—」²⁶⁾、第3に、「都市近郊における里山保全に向けて—市民による共同管理を中心に—」²⁷⁾である。われわれは、その開発的手法として、さまざまな分類の方法を試みた。まず「環境と金融の融合」においては、資金調達をベースにして、それぞれの資金運用主体／資金供給先などを分類する。「消費者の環境配慮型行動としてのカーボン・オフセット」においては、対象区分（市場流通型・特定者間完結型）をベースにして、オフセット費用負担、クレジットの種類などを分類する。最後に「都市近郊における里山保全に向けて」においては、全対象地の所有形態をベースに、維持・管理主体、資金調達（費用負担）などを類型化し整理した。それに基づき、それぞれの論文の制度・仕組みを説明しよう。

2-2-1 「環境と金融の融合—環境配慮型社会の実現に向けた支援システムを中心に—」

近年、環境問題の解決に向けて、とりわけ金融機能を活用して、環境配慮型行動を促す手法が注目されている。環境金融とは、金融市場や直接投資を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることで、企業や個人の行動を環境配慮型に変えていく仕組みであると言える。

国連環境計画（United Nations Environment Programme: UNEP）は、1992年に環境問題の解決に向けて金融の力を活用する金融イニシアティブ（Finance Initiative: FI）をスタートさせた。その具体的な活動は、金融が担う環境リスクへの対応力、環境改善を見極める力などを、地球環境問題の解決に活用しようという試みである²⁸⁾。UNEP・FIにおいて、世界の主要な金融機関が企業／個人に対する投融資活動を通じて環境配慮行動を宣言したことは、とりわけ重要である。これに呼応して、日本においても金融機関が投融資活動に際して、環境面へ影響を審査・評価に加える環境金融システムが広がりを見せているが、その背景にあるのは、金融機関としての社会的責任への関心が高まっていることである。ではなぜ、金融に環境問題の解決が期待されるのであろうか。それは、政府の規制とは異なり、金融には即応性と柔軟性があるからである²⁹⁾。例えば、金融市場の柔軟性を活用することで、財政制約等の硬直化しがちな従来の環境政策を補完することが期待できる³⁰⁾。

2-2-1-1 環境配慮型金融スキームの分類

家計は資産のさまざまな運用手段をもっており、貯蓄をどの資産で運用するかという資産選択を主体的に行うことができる。従来、家計が資産選択を行う際の基準は収益性とリスクが一般的であり、他の条件が一定であれば、家計はリスクに比して高い収益性の資産を需要してきた。しかし、近年、家計（や企業）は、自らの価値観にあう形で積極的に資産運用するようになり、環境・社会問題を考慮した社会的責任投資が増加している。とりわけ、環境意識の高い人々は、それに関心を示し、環境面を考慮した環境配慮型投融資に取り組むだけでなく、それを超えて寄附

という支援も行っている。

ところで、金融機関の機能としては、融資・投資・保険・保証の業務があるが、ここでは融資と投資を中心に考える。まず、融資は、大きく3つの分野に分けられる。まず第1は、企業に低利優遇金利で融資されるコーポレート・ファイナンスである。第2には、特定の大規模事業向けのプロジェクト・ファイナンスの分野である。金融機関は対象プロジェクトが及ぼす環境・社会影響について、金融の視点で評価を加える。第3には、多くの貸し付け債券を束ね、各債券に含まれる環境リスクを証券化の手法を使って切り離す手法であるストラクチャード・ファイナンスの一つでもある。一方投資は、主として債券と株式である。それらは、一般に多数の投資家を対象に少額の資金を集めて大口資金にし、専門家が有価証券等に投資して、その結果、得られた収益を投資家に還元するというものである。個人が株式等の有価証券に投資するのに比べて、資金を大口化することで、①共同投資による規模の経済性、②専門家による運用・管理、③分散投資の実現等のメリットがある。そうした優れた投資手法によって得られた成果に応じて、収益分配金が受け取れる一方で、預貯金と異なって元本保証がないという点に投資信託の資産面での特徴がある。環境配慮型行動を支える家計の資産運用を実現させるために、現在どのような支援システムがあるのだろうか。それらを資金調達面から以下のように分類することができる。

Aグループは、融資型である。①家計の預金が銀行を通じて、環境格付けなどに基づき、環境配慮した評価の高い企業に低利優遇金利で融資される場合、②企業向けの融資ではなく、SPC³¹⁾を設立した大規模環境プロジェクトへの融資形態である。

Bグループは、投資型である。①証券会社を通じて、環境配慮型企業の株式や社債のなどを直接に市場から選択して支援する場合、②環境意識の高い個人投資家の資金がエコファンドを通じて、金融市場から直接に支援する場合、③クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism: CDM）事業に融資する場合である。

Cグループは、寄附型である。①企業がCSRの一環として、環境保護活動を行っている団体に助成を行うために、資金を信託する場合、②信託収益を環境保護団体に寄附するために環境保護ファンドを購入する場合、③企業・団体がグリーン電力の環境付加価値を証書購入することによって寄附する場合、④企業・団体・個人が、それぞれの二酸化炭素（以下、CO₂と明記する）排出分の費用を負担し寄附する場合である。

Dグループは、市民出資型である。市民から公募債券によって直接に資金調達する手段である。具体的には、環境配慮型の個別プロジェクトに対して、匿名組合方式³²⁾で市民からの出資を募り、その収益を地域や市民に還元させる場合。

Eグループは、公債発行型である。国や地方自治体が発行目的を環境プロジェクトに限定して、環境対策型国債、もしくは、環境保全住民参加型ミニ市場公募債などを発行する場合等。また、Fグループは地域通貨発行型あり、Gグループは、リース活用型である。上述の資金調達をベースにして、それぞれの資金運用主体・資金供給先などを分類すれば、表2-1のように整理できる。

2-2-2 「消費者の環境配慮型行動としてのカーボン・オフセット——低炭素社会の実現に向けて——」

2-2-2-1 カーボン・オフセット制度の概要

環境省〔2008〕の指針によれば、「カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPOやNGO、

表2-1 環境配慮型金融スキームの分類

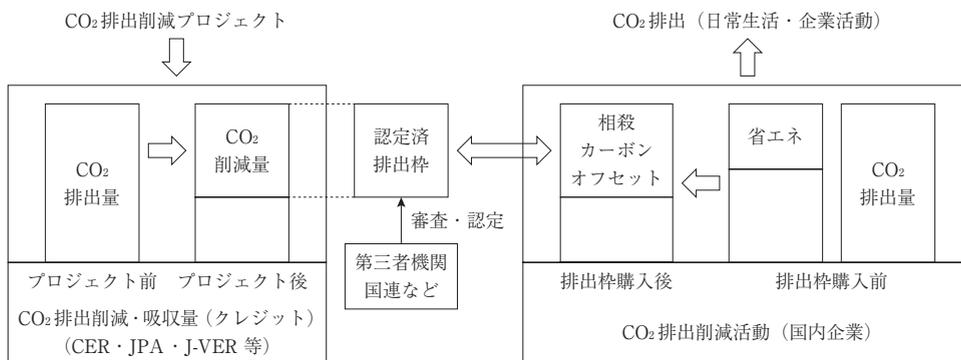
		資金調達	資金運用主体				資金供給先
A	融 資		I	銀 行	⇒		(1) 企 業
	(預金)						(2) 個 人
B	B ₁	投資信託	II	銀行や証券会社が 設立するSPCや ファンド			(3) プロジェクト
	B ₂	債券発行					(4) 自然保護団体
C	寄附型		III	信託銀行			
D	市民出資		IV	SPC			
			V	NPO 法人			
E	E ₁	国債発行	VI	政 府			
	E ₂	地方債発行	VII	地方自治体			
F	地域通貨発行						
G	リースの活用						

自治体、政府等の社会の構成員が、自らのCO₂（原文は温室効果ガス）の排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現したCO₂の排出量削減・吸収量等を購入すること、または他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部または一部を埋め合わせることをいう³³⁾と定義されている。それに基づき上述の指針によれば、CO₂排出削減のためのプロセスは、次の如くである。

- (1) まず、自らの行動に伴うCO₂排出量を認識すること。
- (2) 市民、企業、NPOやNGO、自治体、政府等が、自らCO₂排出削減努力を行うこと。
- (3) にもかかわらず、(1)(2)によっても避けられないCO₂排出量を把握すること。
- (4) 上記(3)の排出量の全部または一部に相当する量を他の場所におけるCO₂排出削減量・吸収量（クレジット）を購入し、オフセットする。オフセットを完了するためには、削減したいCO₂量に応じたクレジットの権利を「無効化（クレジットの権利の価値をゼロにする）」する必要がある³⁴⁾。上記(4)で示したオフセットするための取り組みは、費用負担を伴うものであり、その方法は、次の2種類に分けることができる。
 - ① 内部での排出量をオフセットする場合である。例えば、化石燃料の代替エネルギーとして、再生可能エネルギー（太陽光設備機器の設置等）を活用することによってCO₂排出を削減すること、および敷地内の植林や建造物の壁面緑化等によってCO₂吸収量を増加させることである。
 - ② 外部のCO₂排出削減の取り組みを活用することによってオフセットする場合である。例えば、排出権付きオフセット商品の購入、グリーン電力証書、および森林CO₂吸収証書を購入する。

本稿では、主として、②外部のクレジット購入によるオフセットを取り上げる。この場合、特徴の一つとして、当該クレジットを創出する国内外のCO₂排出量削減・森林吸収等のプロジェクトが実施される地域へ資金供給を促すことができることが挙げられる。本取り組みは、企業の

図 2-1 カーボン・オフセットの仕組み



出所：(7) p.139を参照し作成

表 2-2 我が国のクレジットの種類

クレジットの種類		クレジットの概要
京都メカニズムクレジット	AAU (Assigned Amount Unit)	各国に割り当てられるクレジット (国別排出枠)
	ERU (Emission Reduction Unit)	共同実施 (JI: Joint implementation) プロジェクトにより発行されるクレジット
	CER (Certified Emission Reduction)	クリーン開発メカニズム (CDM: Clean Development Mechanism) により発行されるクレジット。太陽光、風力、バイオマス発電、水力発電、フロン回収等から選択する。
自主参加型排出量取引制度 (JVETS) における排出枠	JPA (Japan Allowance)	環境省が2005年度から実施している (JVETS) は、自主行動計画に参加していない中小企業等が目標を設定して参加する制度であり、目標保有参加者と取引参加者も扱うことができる。
オフセット・クレジット	J-VER (Japan Verified Emission reduction) 都道府県 J-VER	京都議定書などの法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外のCO ₂ 排出削減・吸収プロジェクトから創出されるオフセットのためのクレジット。森林バイオマス活用、再生可能エネルギー活用 (グリーン電力証書含む)、省エネ機器導入、改修、森林整備等のポジティブリストから選択する。

出所：(7) p.143を参照し作成

側からみれば、カーボン・オフセットを商品・サービスの中に組み入れ販売することによって、消費者とともにCO₂排出量の削減に取り組む姿勢を共有することができ、また消費者との新しいコミュニケーションの手段となり得る。すなわち、消費者の環境意識の高まりが、カーボン・オフセットするための手段を求め、消費者に対して広範な分野での主体的なオフセット商品を提供することは、消費者のCO₂削減の取り組みのサポートをする最も有力な手段となり得る。このような相乗効果によって、さまざまな分野で多種多様な取り組みの増加が期待できる。一方政府は、企業が正しくオフセットするための認証ラベル制度等の仕組みを構築し、クレジットの質を保証する。信頼性のあるオフセットに向けて、同制度の基盤も整備されつつある。

2-2-2-2 カーボン・オフセットの仕組み

カーボン・オフセットとは、自らが削減努力をしても削減できないCO₂排出量を、別の場所で実施されるCO₂削減プロジェクトから創出されたCO₂削減量または吸収量を購入し、その排出量の一部または全部をオフセットする仕組みである³⁵⁾。図II-1は、京都メカニズムの一つであ

るクリーン開発メカニズム（CDM）のプロジェクトによって実施されたクレジットをカーボン・オフセットの対象とした例である。なお、カーボン・オフセットに利用されるクレジットの種類は、京都メカニズム、自主参加型排出量取引制度、オフセット・クレジット等がある。クレジットの概要は、表2-2に示される。

2-2-2-3 カーボン・オフセットの分類

上述のCO₂排出削減のためのプロセスを含むカーボン・オフセットは、オフセットに用いるクレジットの観点から、「市場流通型」と「特定者間完結型」の2つに大別することができる。

2-2-2-3-1 市場流通型

「市場流通型」とは、市場で売買されているクレジットを購入し、オフセットする場合である。カーボン・オフセット制度運営委員会によれば、³⁶⁾認証区分は以下の4つに分類される。(1-1型)商品使用・サービス利用オフセット、(1-2型)会議・イベント開催オフセット、(1-3型)自己活動オフセット、および(II型)自己活動支援オフセットである。以下4区分について概要を説明する。

(I-1型)商品使用・サービス利用オフセット

企業は、自らの商品のライフサイクル（原材料調達、生産、流通、廃棄・リサイクル）の過程やサービスを利用したりする際に発生するCO₂排出量の全部または一部を削減するために、それに相当するクレジットを購入し、オフセットを実施する。その費用負担は、①企業がその購入額を全額、②商品・サービスの価格に転嫁して商品を販売することにより消費者が全額、③企業と消費者が双方、の場合がある。

(I-2型)会議・イベント開催オフセット

イベントの主催者が、その開催に伴う照明や空調の利用、イベント参加者（関係者・競技参加者）の移動、および廃棄物処理によって発生するCO₂排出量の全部または一部をオフセットするためにイベント主催者がそれに相当するクレジットを購入する。その購入額は、主催者自らが負担する、あるいは、イベントの協賛企業が負担する場合がある。

(1-3型)自己活動オフセット（市民、企業、NPO／NGO、自治体自らの活動によるオフセット）

市民、企業、NPO／NGO、自治体、政府などが、自らの日常活動（企業の場合、直接的な営業活動と間接的な活動がある）に伴うCO₂排出量の一部をオフセットするために、それに相当するクレジットをそれぞれの主体が購入してオフセットする。企業がそれに相当するクレジットを購入し、その額を自らが負担する。

(II型)自己活動オフセット支援（消費者が日常生活におけるCO₂排出量をオフセットすることを企業が代行する）

CO₂排出量の全部または一部をオフセットする(1-1型)と異なり、企業は商品・サービスを提供することを通じて、消費者が日常生活で排出するCO₂を自らが削減する活動を生活に伴うCO₂排出量の一部をオフセットするためのクレジットを企業が代行して購入する。主として、その額を価格に上乗せして販売するが、一部企業が負担する場合もある。

以上の分類で明らかのように、(1-1型、1-2型、1-3型)は、消費者が自らのCO₂排出量を自覚してオフセットする場合である。例えば、消費者が、ある特定の行動をとった場合、そこで生じるCO₂排出量をオフセットすることである。このことは、自らのCO₂排出量を比較的容易

表2-3-1 カーボン・オフセットの類型【A 市場流通型】

分類		⇒	オフセット費用負担		⇒	クレジットの種類	
コード	説明		コード	説明		コード	説明
I-1	商品使用・サービス型利用オフセット	⇒	a	企業全部	⇒	(1)	CER
I-2	会議・イベント開催オフセット		b	企業+消費者		(2)	J-VER (削減)
I-3	自己活動オフセット		c	消費者全部		(3)	J-VER (吸収)
II	自己活動オフセット支援		d	主催者		(4)	グリーン電力証書
			e	協賛企業		(5)	JPA
			f	参加者		(6)	国内クレジット
				(7)		都道府県J-VER (吸収)	

表2-3-2 カーボン・オフセットの類型【B 特定者完結型】

分類		⇒	排出削減取組主体		⇒	活動支援主体		⇒	タイプ		⇒	資金供給者・参加者が取得	
コード	説明		コード	説明		コード	説明		コード	説明		コード	説明
B ₁	資金支援型	⇒	B _a	地方自治体	⇒	I	地方自治体	⇒	①	協定型	⇒	i	森林CO ₂ 吸収証書取得
B ₂	技術・資金支援型		B _b	関連企業		II	大企業		②	契約型		ii	森林CO ₂ 吸収証書購入
B ₃	参加型		B _c	中小企業		III	市民		③	寄附型		iii	森林整備への寄附
			B _d	市民	④	商品・サービス	iv		グリーン電力証書購入				
						⑤	イベント		v	市民からの寄附金			
								vi	省エネ事業削減量				
								vii	現金・サービス券				
								viii	植林活動・植栽等				

に認識できるゆえ、オフセットする行為のモチベーションを高めることが期待される。(II型)は、日常生活に伴うCO₂排出量をオフセットする場合であり、(1-1型、1-2型、1-3型)のような特定の行為から生じるものではなく、消費者の日常生活から恒常的に生じる(例えば、カーボン・オフセットを利用すれば、可能であるが比較的自らが自覚しづらい)CO₂排出量をオフセットすることになるので、(1-1型、1-2型、1-3型)に比べて消費者のより高い環境意識の高さが必要になる。上述の対象区分をベースにして、オフセット費用負担、クレジットの種類などを分類すれば、市場流通型の類型は、表2-3-1、特定者間完結型は、表2-3-2のように整理できる。

2-2-2-3-2 特定者間完結型

特定者間完結型とは、オフセットの対象となるCO₂排出量を、市場で売買されているクレジットを購入してオフセットするのではなく、市場を通さずに特定の二者間によってクレジットを売買してオフセットするものである。主として、資金支援型、技術・支援型、および参加型に分類される。

(B₁) 資金支援型は、CO₂排出量をオフセットする側が、それをオフセットするために排出削減・吸収活動を実施するプロジェクトに対して資金供給を行い、それにより創出された削減量・吸収量をクレジットとして購入してオフセットするものである。さらに、そのタイプは協定・契約型、寄附型がある。

(B₂) 技術・資金支援型は、環境自主行動計画(産業部門の各分野における業界団体が、環境保全活動に取り組むため、自主的に策定する行動計画)に参加する大企業が、それに参加していな

い中小企業等に対して技術・資金等を支援し、そこで削減したCO₂削減量をクレジットとして自ら（大企業）が得る仕組みである。

- (B₃) 参加型は、市民がある行動（例えば、旅行）によって、排出するCO₂をオフセットする方法として、自らがCO₂活動支援主体の削減事業（例えば、市民が旅行先で植樹する）等を行うことがある。

2-2-3 「都市近郊における里山保全に向けて——市民による共同管理を中心に——」

政府は、2010年10月、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、国際社会に対し、農業や林業など人の営みを通じて形成・維持されてきた二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を目指すという「SATOYAMA イニシアティブ」を提唱し採択された。主唱者として多様な主体による国内の里山の保全活用を促進していくことが求められる。里山を取り巻く自然的・社会的状況を考えると、これまでの担い手である農林業者や地域コミュニティだけではその保全活用が困難となっており、自然資源を共有の恵みと捉え、共有の資源、すなわち、「新たな共同管理」³⁷⁾として都市住民や企業など多様な主体が管理と利用に関わっていく新たな枠組みが必要になっている。

今後の里山保全活用は、このような「新しい公共」の価値観に立ち多様な主体の参加と協働による国民的取り組みとして進めていくことが重要である。「新しい公共」とは、人々の支え合いと活気のある社会を作ることに向け、「国民、市民団体や地域組織」「企業やその他の事業体」「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって一市民として参加し、協働する場であると、内閣府によって定義される（内閣府『新しい公共』宣言より抜粋 平成22年6月4日第8回「新しい公共」円卓会議資料）。すなわち、「新しい公共」の概念のなかには、企業・事業体が入るのである。また神奈川県大和市においては、2002年6月に「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」が制定されている（2008年9月29日施行）。この条例は、市民が考えた素案を基本に策定されたことが大きな特徴であり、また、「新しい公共」という新たな公共の理念や、市民事業、協働事業、提案制度といった理念を実現するための仕組みが盛り込まれている。そのなかで、新しい公共を「市民、市民団体、事業者及び市が協働して創出し、共に担う公共をいう」（第2条）と定義されている。さらに、公共には官（公）の担う公共（公的公共性）と民が担う公共（私的公共性）があるとする考え方が広く認められつつある。その狭間には官と民が協力・協働して担う公共（私・公の混合領域）がある。狭義にはこれを「新しい公共」と呼び、広義にはこのような公共性のパラダイムの転換を「新しい公共」と定義されるとしている（寄本 [2001]）。

本稿では、里山保全における仕組みの管理主体を上述の「新しい公共」に求め、企業市民としての企業を含めることとする。なぜなら、企業を含めることによって、里山の維持管理を継続するために必要な支援、すなわち基金や団体等を通じて、資金の確保が見えてくるからである。近年、都市部や都市近郊では、里山放置林の保全に対して、行政、土地所有者、事業者等との協力のもと、市民が活動の中心となる市民の共同管理方式の動きが活発となっている。その活動を促すためには、民間土地所有者や公共機関が所有する里山に、市民が維持・管理の主体として関わることを可能にする仕組みづくりが必要であり、現在、そのための多様な取り組みが創出されてきている。

2-2-3-1 「市民による共同管理」の類型と仕組み

都市地域の「市民による共同管理」は、実際、どのような形態で実施されているのであろうか。それを整理するためには、(1)保全の対象地の所有形態、(2)実施における維持・管理主体、(3)資金調達（費用負担）に注目することが重要である。土地所有者や行政が所有する里山を市民が管理可能にするための仕組みを(1)に基づき、類型化を試みると次の4タイプに分類することができる。

- A 「市民共有地における共同管理」
- B 「公有地（都市公園や公有林・国有林等）における共同管理」
- C 「民有地（自治体・市民・土地所有者の契約による）における共同管理」
- D 「企業における共同管理」

Aタイプは、市民共有地における共同管理である。ナショナル・トラスト³⁸⁾などにより、保全すべき土地の市民の共有地化を実現し、トラスト地を市民グループが維持・管理、利用するタイプである。主として、都市地域に残された身近な緑地（雑木林等）を少しでも多く保全し、次の世代へ引き継ぐために、都道府県等あるいは保全活動団体が寄附等を募って土地の買い上げをしたり、寄贈を受け入れたり、土地所有者の協力を得て緑地の保存契約を行って特定の緑地を共有化していく仕組みである。その緑地を市民グループが森林ボランティア（主として雑木林や人工林を対象）として維持・管理を実施し、利用するタイプである。①市民が中心となるもの、②自治体と市民が協働で進めているものがある。

Bタイプは、公有地（都市公園や公有林・国有林等）における共同管理である。都市公園や国公有林等の公的所有地に存在する里山を、市民グループ等が維持・管理を実施し、利用するタイプである。³⁹⁾都市公園内の里山については、①計画当初から公園区域にあるもの、②新たに「都市林制度」⁴⁰⁾によって、緑地を都市公園として整備するもの、③自治体等が、保全を必要とする土地を都市計画公園区域等として確保し、市民が利活用できるように公園（里山公園）として整備するものがある。①と②については、自治体や緑地管理機構（公益財団法人や一般財団法人等）が公認・組織した市民グループに運営を管理委託するという形式をとり、資金調達は、主として、自治体からの活動費等と森林ボランティア会員からの会費等で賄われることが多い。③については、管理指定者制度⁴¹⁾（2003年6月地方自治体法改正に伴い創設）を活用して、管理運営を東京都議会より選定された「指定管理者」に委ねる。複数の指定管理者によるパートナーシップを構築する場合もあり、それは多様な主体によって管理する仕組みになっている。また国公有林が対象となる場合は、国や自治体より土地の提供を受けてNPO等と協定を交わし、例えば緑の募金事業として、資金供給を受ける場合がある。その土地を市民・自治体・NPO法人等の協働によって、「市民参加の森づくり」を推進し、適切な維持管理を行う場合である。

Cタイプは、民有地（自治体・市民・土地所有者の契約による）における共同管理である。民有地のみどりを創出するために、自治体・市民・土地所有者の契約によるものである。自治体レベルの制度面では、市町村において、緑の基本計画を策定し、その中で決定された「市民の森制度」⁴²⁾に基づくもの、国政レベルでは、1995年に都市緑地保全法の改正により創設された「市民緑地制度」⁴³⁾等を活用するものである。「市民の森制度」においては、自治体と土地所有者の間で、①土地使用賃貸契約（土地所有者には固定資産税・都市計画税の減免等の優遇措置が講じられる）や、②土地賃貸借契約（固定資産税・都市計画税相当額の借地料の優遇措置が講じられる）を交わし、一方、都

表2-4 市民による里山共同管理の類型

保全対象地の所有形態		維持・管理主体		資金調達（費用負担）	
A	市民共有地	(1)	市民グループ	①	当該団体（当該会費）
B	公有地 都市公園 国公有林	(2)	公益法人	②	基金（法人・個人：寄附金）
		(3)	NPO 法人	③	自治体（活動費・補助金）
C	民有地 山林所有者 自治体・市民・ 土地所有者との 契約による	(4)	企業	④	団体（助成金）
		(5)	任意団体	⑤	企業（自己資金）
D	企業	(6)	複数団体パートナーズ	⑥	物品販売・利用料収入

市緑地法のもと「市民緑地制度」においては、都道府県や緑地管理機構等が、土地所有者や建築物等の所有者との間で、市民緑地契約を締結することにより保全の枠組みが作られる。制度指定後は、自治体等が事業者管理協定を締結し、下草刈りなどの清掃や巡視等については、前者は、「市民の森愛護会」が、後者においては、当該財団の会員や市民ボランティアが担い、そこを一般の市民にも公開される仕組みである。山林所有者が対象となる場合は、自治体が仲立ちしてNPO等の保全活動団体と山林所有者間で里山保全協定を締結、保全活動団体等に活動の場を提供、市民ボランティア等の支援を得て継続的に保全活動を行うものである。

Dタイプは、企業における共同管理である。具体的には、企業の所有地を対象にして、森林の維持管理を実施するものと、企業が都道府県や市町村等土地所有者と覚書を交わし、企業の名前を冠した森（企業の森）を維持管理するものがある。協定後、企業は森林管理者と管理委託契約を交わし、森林保全活動を実施する。企業における維持・管理の手法は、本業と一体となった環境活動であり、CSRの一環として実施されており多様化している。とりわけ企業が主体となることで、里山を含む森林の維持管理に社員等の労力や資金提供が確保される。上述の保全対象地の所有形態をベースに、維持・管理主体、資金調達（費用負担）等を分類すれば、表2-4のように整理できる。

表2-1、表2-3-1、表2-4の類型に基づき、「市民参加型」の代表的な取り組み事例を列挙すれば、表2-5に示される。次章では、表2-5に従い、その具体的な取り組み事例を紹介しよう。

表2-5 「市民参加型」制度の代表的な取り組み事例

論文No.	表No.	No.	類型	プロジェクト名
2-2-1	2-1	1	D-V-(3)	市民風車「わんず」
		2	F-V-(3)	地域通貨を活用した太陽光発電市民共同発電所の設置
2-2-2	2-3-1	3	I ₁ -a-(5)	カーシェアリング「プチレンタ」
		4	II-c-(2)	南アルプス市「カーボン・オフセット農産物」
2-2-3	2-4	5	A-(2)-①②③	かながわみどりのトラスト運動—「トラスト地」の緑地保全—
		6	B ₁ -(6)-①③⑤⑥	東京都狭山丘陵の都市公園

Ⅲ 類型に基づく「市民参加型」制度の代表的な取り組み事例

1 市民風車「わんず」

市民出資型スキームとは、「自分でも地球環境保全のための事業に参加したい」という想いを持つ市民の出資で発電所等を建設し、売電収入などから出資金を返済していく仕組みであり、一方、地域の環境エネルギー事業にとっては、市民から直接に資金を調達する手段である。

日本における市民出資は、商法に規定された匿名組合出資を利用して、2001年に北海道浜頓別町で「市民風車」（市民出資による風力発電所）を実現したことに始まり、青森県鯉ヶ沢町、秋田県天王町、北海道石狩市の市民風車、長野県飯田市のおひさま発電所（太陽光発電）、2005年末に募集した関東・東北5基の市民風車ファンド、そして、岡山県備前市における「太陽と森のエネルギー事業」（バイオマス発電）へと続いている。以下、市民出資型スキームとして代表的な、市民風車「わんず」の取り組みを紹介しよう。市民風車「わんず」の事業主体はNPO法人グリーンエネルギー青森（以下、GEAと明記する）であり、GEAが東北電力と17年間の電力供給の契約を締結し市民風車を建設した。その仕組みは、図3-1に示される。

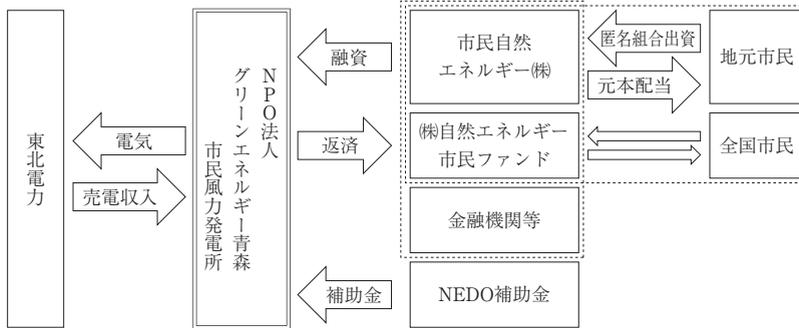
その原資は、市民出資、NEDO（行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）からの補助金、金融機関からの借入金によって賄う。市民は、市民自然エネルギー(株)や自然エネルギー市民ファンド（それぞれ受け皿会社）に対して匿名組合出資を行う。前者は、町内・県民枠を担当し、本事業への出資のみを対象とする。後者は、域外の市民（例えば東京都民）からの本事業への出資（全国枠）を担当する。それらは、市民からの出資金を管理し、事業主体であるGEAに対して融資を行う。GEAは売電収入を返済原資として、受け皿会社および金融機関に借入金の返済を行い、前者は受領した返済額をもとに市民に対して配当の支払いと出資元本の返済を行うと言うものである。なお、出資単位は、1口10万～50万円、風力発電からの売電収益⁴⁴⁾の分配は、地域優先ゆえに、市民出資の町内枠3%、県内枠2%、全国枠1.5%となっている。

2 地域通貨を活用した太陽光発電市民共同発電所の設置

滋賀県野洲市は、太陽光発電の設置に必要な資金を、地域通貨「すまいる」を発行することで調達し、同時に地域内での経済的な循環を促すという、地産地消による地域内経済循環のモデル「すまいる市プロジェクト」を構築した。再生可能エネルギー設置の資金調達と地域の活性化のために地域通貨を活用した地域密着型の事例である。その仕組みは、図3-2に示される。

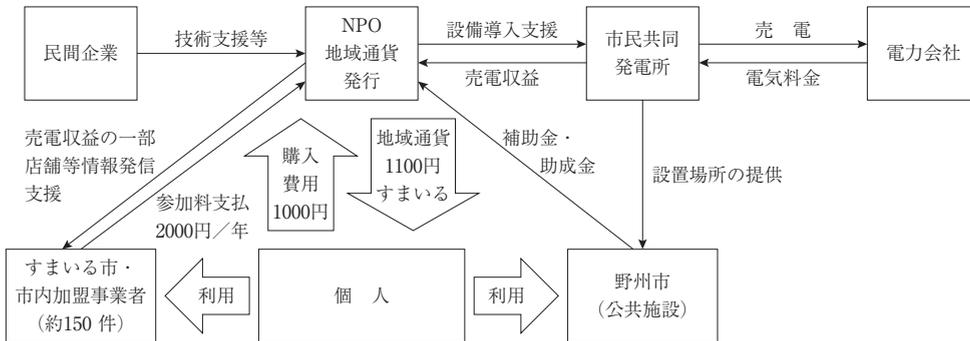
太陽光発電の設置を目的として、実施主体であるNPO法人エコロカル・ヤス・ドットコムが個人向けに地域通貨を発行する。個人はNPOが取り組む太陽光発電設置事業を支援するため、地域通貨「すまいる」1,100円相当分を1,000円で購入する。一方、「すまいる」は野洲市内の加盟店（すまいる市：約150加盟店）において、6か月以内に個人が購入金額の一部（5～10%程度）として利用できる。なお、地域通貨「すまいる」は、未使用のまま6か月経過すると消滅するようになっているので、市内の消費を促す効果がある。「すまいる」の販売代金は、「すまいる市」の運営や公共施設の屋根に提供される太陽光発電システムの設置費用に使われる。一方、市民共

図3-1 市民風車「わんず」仕組み図



出所：「市民風車わんず」グリーンエネルギー青森 web サイト (http://www.ge-aomori.or.jp) 参照

図3-2 「すまいる市」仕組み図



出所：経済産業省「関西における新エネルギーに関する先進的な市民取組事例集」CASE3 “市・NPOが連携し地域通貨を用いたモデルを構築”を参照し作成

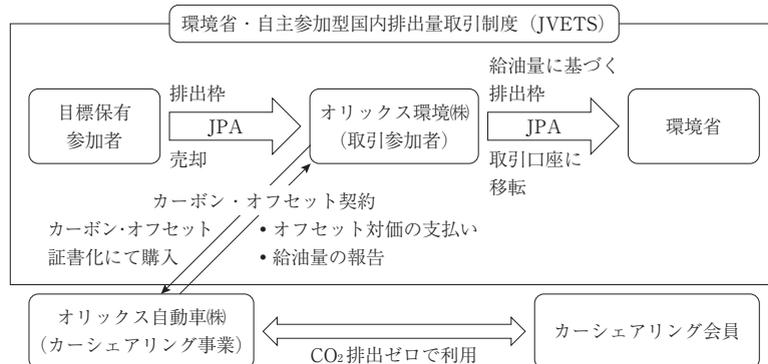
同発電所で発電された電気は電力会社に売電され、売電により得た収益のうち、約2割は市民共同発電所の維持経費に、約8割は地域通貨加盟店者に還元される仕組みである。⁴⁵⁾

本取り組みの特徴は、スキームに関わる全ての人々にメリットがあることである。まず、太陽光発電設置を支援する個人は、1割増しの地域通貨「すまいる」が戻ってくる。また、「すまいる」を引き受ける加盟店にとっては、事実上、割引にはなるものの、少なくともスマイル発行分を含め売上高の増加になり、商店街の活性化にも繋がる。さらに、上述のように売電収入から一定額が還元される。以上のように、本プロジェクトは、地域住民と商店と自治体との協働による成功事例であり、今後の展開が期待できる。

その取り組み経緯を説明しよう。2001年から始まった太陽光発電の設置を目的とした取り組みは、市民の発案によるもので、「エコSUN山プロジェクト」と称された。そのプロジェクトは、NPO エコロカル・ヤス・ドットコムが実施主体になり、当初は1口10,000円の市民からの支援金に対し、11,000円の地域通貨を発行していた。2001年12月に始まったプロジェクトは、翌年4月までで発行総額が150万円に達したので、その資金を元に最初の太陽光発電設備を市民共同発電所として公共施設に設置された。その後、「エコSUN山プロジェクト」を発展させる形で、2004年5月から「すまいる市」プロジェクトが開始された。

今回、より重点が置かれたのは、「すまいる」を購入する市民、地域通貨を受け入れる加盟店

図3-3 カーシェアリング事業でのカーボン・オフセットの仕組み図



出所：「カーシェアリング事業でのカーボン・オフセット」オリックス自動車(株)・オリックス環境(株) プレスリリース（2008年7月1日）を参照し作成（http://www.orix.co.jp/auto/press/pdf/release_080701.pdf）

業者など、再生可能エネルギーの普及への参加者を拡大し、太陽光発電の導入と地域活性化をより進めるための仕組みをつくるという点である。そのことによって、地域通貨の発行単位もより多くの市民参加を得るために、10,000円から1,000円に引き下げられた。一方、地域通貨の利用加盟者は、約150件と飛躍的に増加した。その後、2005年5月には、地域通貨の発行総額100万円を元に2基目の太陽光発電設備が設置され、合計3基になった。具体的には、野洲市の市営駐車場の屋根、船着場の屋根、および公民館のそれぞれの屋根に設置、市民共同発電所が建設された。⁴⁷⁾ 今後、他の自治体においても参考となる「市民参加型」の取り組み事例になるであろう。

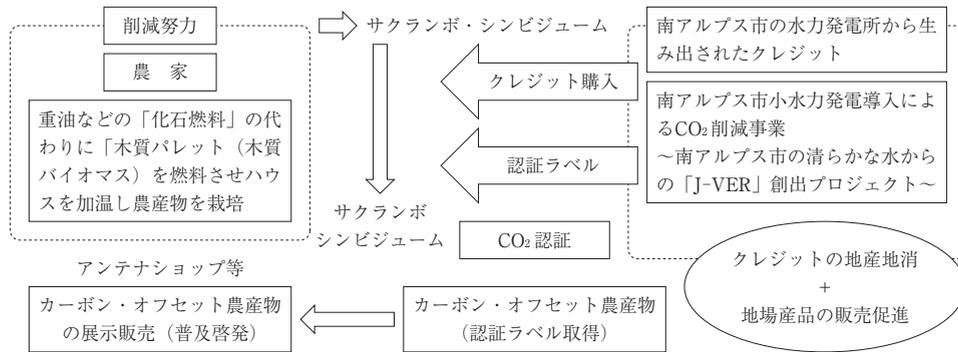
3 カーシェアリング「プチレンタ」

自動車リースのオリックス自動車(株)は、1台の車を複数の顧客が共用するカーシェアリング事業に使用する全車両から排出されるCO₂排出量の全てをオフセットするために、環境省が2008年7月1日から「自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS)」の排出枠 (JPA) を活用したシステムを導入した。その仕組みは、図3-3に示される。

取り組み概要は、次のとおりである。オリックス自動車(株)は、オフセット・プロバイダーであるオリックス環境(株)との間でカーボン・オフセット業務委託契約を締結し、同契約に基づきカーシェアリング事業の全車両が排出するCO₂排出量を把握する。その方法は、当事業において、顧客が車両を使用する際、専用カードを使用し同社指定のガソリンスタンドで義務付ける給油するため、四半期ごとの給油量を集計でき、それをもとに確実にCO₂排出量が算出できる。

オリックス自動車(株)は、それに相当する排出枠をオリックス環境から購入する。その排出枠の一部は、音楽・映像・データ (ROM) の記録ディスク (CD・DVD) を製造する企業であるビクタークリエイティブメディア(株)が実施した個別熱源化システムによるボイラーレスV CO₂削減プロジェクト (加熱燃料をオール電化と高効率機器の導入による省エネルギー事業) によって削減された14トン-CO₂ (22%削減) を調達した。排出枠の調達費用は、オリックス自動車が全額負担し、顧客に料金は請求されない。カーシェアリングの総台数は2009年3月現在で283台であるが、オリックス自動車は2013年3月末までに台数を1000台に増やし、合計で約3500トンのCO₂排出をオ

図3-4 南アルプス市「カーボン・オフセット農産物」仕組み図



出所：「オフセット・クレジット（J-VER）制度について（詳細版）」p.20を参照し作成

「JVERを活用したカーボン・オフセットの事例」(4)「地場産品の販売促進」

環境省 web サイト（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/conf5/02/ref06.pdf#search）

フセットした。なお、2009年1月1日～2009年3月31日において、カーシェアリング貸渡車両全てで走行された燃料消費を対象にオフセットしたCO₂量は93トン-CO₂量であった。⁴⁸⁾

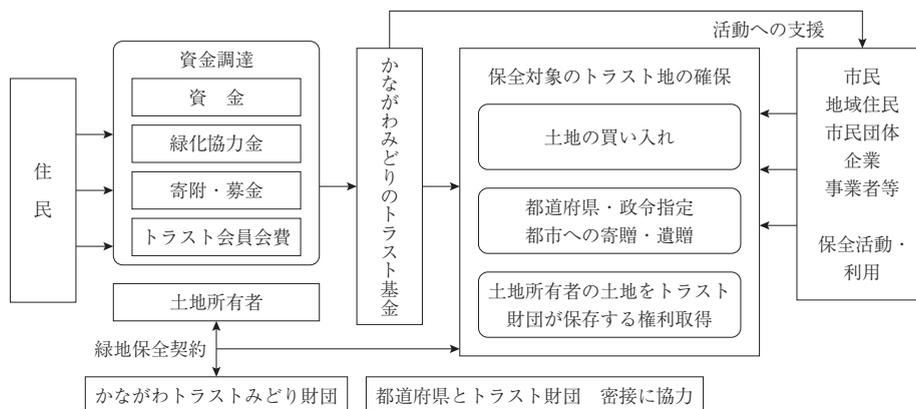
4 南アルプス市「カーボン・オフセット農産物」

南アルプス市は、CO₂ 認証ラベルを貼付した農産物のサクランボ（1パックあたりに5kg CO₂-2,300パック）とシンビジューム（1鉢あたりに5kg-CO₂×1,500鉢）を市場で販売した。消費者は、日常生活から排出される一人当たりCO₂ 排出量5kgをオフセットするために、それらを購入する。同市は、CO₂ 認証を取得するためのCO₂ 削減量（クレジット）は、地場の金山沢川水力発電所の「南アルプス市の清らかな水からのJ-VER創出プロジェクト」から創出されるものを取得する。このような水力発電からのJ-VER創出は、全国で第1号の取り組みである。そしてクレジットの購入費用は、農産物の価格に上乗せし、オフセットを支援する。⁴⁹⁾ その仕組みは、図3-4に示される。加えて、同農産物は、南アルプス市がCO₂ 削減事業（加熱燃料を化石燃料から木質バイオマスに代替）を実施したハウス栽培による農産物であることも注目される。本取り組みは消費者のオフセットの支援のために、南アルプス市が地場産品の販売促進を行いつつ、当地で創出されたJ-VERを活用することによって、クレジットの地産地消を実現している。

5 かながわみどりのトラスト運動—「トラスト地」の緑地保全—

かながわみどりのトラスト運動の推進組織として、1985年「かながわトラストみどり財団」が設立された。当該運動の資金面を支援するのが、県の設置する「かながわトラストみどり基金」（1986年設置、原資は県の積立金、緑の協力金、市民・企業・団体等の寄付金等）である。その両者が一体となり「トラスト地の緑地保全」の活動を推進している。⁵⁰⁾ その仕組みは、図3-5に示される。その具体的な役割として、「かながわトラストみどり基金」は、保全すべき緑地の買い入れや寄贈により取得した緑地を保全する。また「かながわトラストみどり財団」は、土地所有者との緑地保存契約の締結による緑地保全を図り、その緑のトラスト地を県民や市民活動団体等の森林ボランティアが、維持管理活動（下草刈りや清掃など）を実施する。そこでは、森林ボランティアである市民団体の協力を得て、自然再生や維持管理活動が行われ、良好な自然環境が保全されてい

図3-5 かながわみどりのトラスト運動の仕組み図



出所：「多様な主体で支える地域の里地里山づくり—里地里山における「新たな共同利用」推進のために—」2-2
 トラスト活動」を参照，一部加筆し作成
 環境省 web サイト（http://www.env.go.jp/nature/satoyama/conf_pu/kyoudouriyoutebiki.pdf）

る。県民や市民活動団体等は、当該財団のトラスト会員に登録をすることによって、会費や寄附等の支援をするとともに森林ボランティア活動に参加することができる。2014年3月31日現在、「かながわトラストみどり基金」への寄附累計額は、12億8547万8547円である。それは、トラスト緑地28箇所、面積86haを超える土地の購入に活用された。

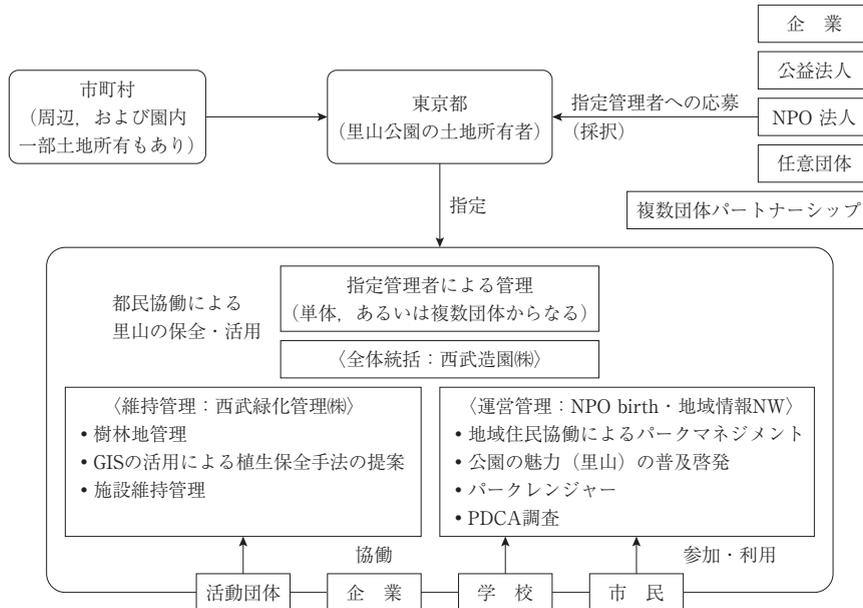
トラスト会員には、普通会员に加えて、「トラスト緑地保全支援会員制度」（2008年1月に開設）のもと、普通会员が任意で加入して、特定の緑地を指定して支援を行う「トラスト緑地保全支援会員」がある。前者は、かながわのみどりを、守り育てる運動を支える会員であり、会費は緑地保全や地域の緑化のほか、財団の運営に充当される。後者は、会員が指定した緑地の自然再生や管理作業費用に、会費の全額が充当されることが特徴の一つである。そのモデル緑地として、小網代の森緑地（三浦市）、久田緑地（大和市）、桜ヶ丘緑地（横浜市）が選定されている。資金調達は、県の積立金による基本財産運用益、緑化協力金、市民・企業・団体等からの寄附金、自治体よりの委託金、そして、トラスト会員による会費で賄われている。

6 東京都狭山丘陵の都市公園

狭山丘陵にある都立4公園（野山北・六道山公園・狭山公園・東大和公園・八国山緑地）は、「指定管理者制度」（2003年6月地方自治体法改正に伴い創設）のもと、2006年4月1日より西武・狭山丘陵パートナーズが、企業市民の一翼を担い指定管理者として公園の運営管理を実施している。⁵¹⁾ 「指定管理者制度」とは、公園の管理について民間事業者等のノウハウを活用して利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すものである。同制度においては、当該団体に施設の使用許可や料金設定の権限が与えられ、利用料を収入にすることができる。このことが本取り組みの特徴の一つである。

「西武・狭山丘陵パートナーズ」は、民間事業者とNPO法人等4つの団体により構成された複数パートナー型の団体である。その仕組みは、運営管理の全体統括を西武造園株式会社が担い、樹林地・施設等の維持管理を西武緑化管理株式会社、協働のコーディネイトをNPO法人 birth,

図3-6 指定管理者制度の仕組み図（「東京都 狭山丘陵の都立公園」事例）



出所：「多様な主体で支える地域の里地里山づくり—里地里山における新たな共同利用推進のために—“6-2 里山公園化による活動拠点の整備”」を参照、一部加筆し作成
環境省 web サイト（http://www.env.go.jp/nature/satoyama/conf_pu/kyoudouriyoutebiki.pdf）

そして、自然保全再生を NPO 法人地域自然情報ネットワークが、それぞれ枠割を分担して担っている。維持管理においては、園内を適正な状態に維持し、自然環境の保全と活用を考えた植生管理を目指し、運営管理においては、ボランティア・市民団体との協働による公園運営を進め、また、パークレンジャーによる園内のパトロール、自然環境の保全を実施する。その仕組みは、図3-6に示される。当該事業計画書によれば、とりわけ重視する管理運営の方針として「里山の価値を都民協働によって、次世代に伝える」ことが掲げられており、実際、公園内の維持・管理は、都民協働と位置づけられており、イベントを担当する NPO 法人が多くの森林ボランティアを育成し公園管理につなげている。具体的には、幅広い都民参加「里山クラブ」を設立し、活発に都民協働を展開するとともに環境教育プログラム「里山学校」を展開し、公園管理運営を担うとしている。なお、都民は公園ボランティアに登録して、主体的な里山保全活動に参加でき、年間登録費1,200円（ボランティア保険料、消耗品費、通信費など）である。

おわりに

Iにおいて述べたように、「あらたな豊かさ」とともに、それを実現していく主体的な条件として、地球環境時代の今日、グリーン・コンシューマーの活躍とともにエコビジネスが発展し、さらにグリーン・インベスターが登場していることに注目した。実際、企業の社会的責任の形成とともに、近年、我が国においても社会的責任投資が登場している。また個人による主体的な「新しいコミュニティ」の形成に向けたさまざまな活動にも注目した。具体的には、市民や NPO

等がボランティアに活動する自然環境の保全等の取り組みである。これらは「あらたな豊かさ」の主体的条件の形成を示すものであると言えるであろう。さらに人々の意識や行動が、「物的豊かさ」のみを追求することから、「心の豊かさ」を重視するように変化しているなかで、われわれは、とりわけ環境問題に注目した。実際、人々の環境意識の高まりを受けて、環境問題の解決に向けたさまざまな「市民参加型」の制度が創出されている。

Ⅱにおいては、環境問題を解決するための必要不可欠な手段として、われわれは、既に行われている「市民参加型」の制度に焦点を充て議論してきた。なぜなら「市民参加型」の制度を支えたものが、環境意識の高まりであるからである。1-2-1において述べたように、今や人々は環境問題に対する重要性を十分に認識し、日常生活でのごみの分別など、環境改善に努力をしなければならぬという自覚が市民の間で形成されてきている。このことが、まさに環境意識の高まりを示しており、一方で、それを支え促す制度が創出されている。具体的には、循環基本法による理念のもと、ごみ等の廃棄物の適正処理のための廃棄物処理法、リサイクルの推進のための資源有効利用促進法によって、一般的な仕組みが確立された。さらに、環境問題として重要である種々の制度、いわゆる物品個別の特性に応じた制度として、例えば、容器リサイクル法、家電リサイクル法、および自動車リサイクル法が策定され、また政府が率先して再生品のなどの調達を推進するというグリーン購入法が施行された。それに呼応して、各経済主体・各地域で循環型経済社会の構築に向けた取り組みが進められている。とりわけ市民は、ごみの発生抑制・減量等に努力しつつ、一方で資源ごみ等は、上述の物品個別のリサイクル法制度に則してリサイクルによる廃棄物の排出抑制を図り、自治体と一体となり分別収集に努力している。注目すべきことは、具体的な個別の制度が普及することによって、多くの人々の環境意識を高める効果を発揮することになるのである。実際、ごみの減量やリサイクル等の具体的な取り組みの成果も上がってきている。

他方、我が国においては、グリーン・コンシューマーによる環境配慮型製品（例えば、電気自動車・ハイブリッドカー）の選択的購入を促すための制度として、政府によるグリーン税制が施行されている。このような政府の支援によるグリーン税制は、ごみの減量・リサイクルと同様に市民の環境意識のなかで創出され、グリーン・コンシューマーがそれを活用して、その取り組みに参加することができるようになる。これを契機に上述のエコプロダクツ以外の環境配慮型製品の購買行動が着実かつ持続的に増加している。以上のように、今や環境意識の高まりが着実かつ持続的に変化し、さまざまな市民の環境配慮型行動が広範囲に広がっているなかで、これまでの成果として、政府のグリーン・コンシューマーに対応する制度が創出され、市民のごみの減量・リサイクルの仕組みによって、市民の環境意識が高まり、またその制度を高めることにも繋がったのである。それらは、「市民参加型」制度のモデルの一つであると言えるであろう。

Ⅲにおいては、環境意識の高まりを踏まえて驚くべき事実、これまで環境問題の重要性が指摘され、かつては環境意識の高い人々が牽引した環境配慮型行動を、現在この時点でみると人々が普通に行っていることである。だからこそ、ごみの減量・リサイクル、環境配慮型製品の選択的購買活動を通じて市民が積極的に参加しているのである。そのことに鑑みれば、とりわけ制度が重要であったと言える。今後、制度を通じて、環境意識の高まりや環境配慮型行動をさらにいっそう発展・展開させていくためには、また新たな制度が求められている。実際、そのような制

度が、現在創出されつつある。そのような、今進展しつつある「市民参加型」の制度に注目した。そのような制度が増加し、また種類も豊富になり、その内容が豊かになることによって、制度相互間に良い影響を及ぼしあうことになる。さらに種々のタイプの内的な質が深化を遂げつつあり、また新たな「市民参加型」の制度が創出されていくのではないかと考えられる。

近年、創出された制度として、われわれが注目した今進展しつつある「市民参加型」の制度は、「環境と金融の融合—環境配慮型社会の実現に向けた支援システムを中心に—」、「消費者の環境配慮型行動としてのカーボン・オフセット—低炭素社会の実現に向けて—」、「都市近郊における里山保全に向けて—市民による共同管理を中心に—」である。われわれは、その手法として、各制度に則したさまざまな分類の仕方を試みた。その具体的な方法として、まず第1に、「環境と金融の融合」においては、資金調達をベースにして、それぞれの資金運用主体・資金供給先などを分類する場合、第2に、「消費者の環境配慮型行動としてのカーボン・オフセット」においては、対象区分（市場流通型・特定者間完結型）をベースにして、オフセット費用負担、クレジットの種類などを分類する場合、第3に、「都市近郊における里山保全に向けて」においては、全対象地の所有形態をベースに、維持・管理主体、資金調達（費用負担）などを分類し整理したことである。上述のように、現在われわれは、かつて環境意識の高い人々が行ってきた環境配慮型行動を意識せずに日常生活なかで普通のこととして行っている。それゆえ、2-2で取り上げた制度が、将来的には人々の環境配慮型行動として、日常生活なかで当たり前に行われていることを期待したい。

最後に、われわれは、次のように結論づけたい。まず第1に、これまで実施されてきた「市民参加型」制度の考え方、その仕組みの特徴や資金調達等を踏まえて、さまざまなタイプに類型化した。そして、それに基づく具体的な展開を示し、それを明確化するために詳細な事例を提起した。具体的には、どのような制度があり、どのように実施されているのか、そして、その基本的な仕組みはどのようなものなのか等を詳細に提示した。第2に、そのことから、人々が「市民参加型」の制度を活用し、かつ多様な取り組みに参加することによって、既存の制度が充実し、また新たな制度が創出されていくという好循環を創り出しつつあることが明らかになった。第3に、今後、このような好循環を創り出す「市民参加型」制度を1つのモデルとして、同制度が、いっそう普及・拡大し、さらに発展・深化していくうえで、とりわけ重要である。われわれは改めて、そのことを強調したい。

注

- 1) 後掲参考文献（以下、同じ）(78)pp. 101-109
- 2) 「時間観の転換」は、2つの局面に分けられる。第1は「時間の消費」、第2は「根源的な時間の発見」の方法である。まず「時間の消費」については、「マテリアルな消費」が「情報の消費」へと進化してきた延長線上に、「時間の消費」とでも呼べる消費のあり方を見出すことができる。具体的には、「時間の消費」とは、文化、芸術、自然、園芸、旅行、スポーツなどの「余暇」ないし「レジャー（レクリエーション）」に関わる消費を含むものである。さらに生涯学習等を含めて、広義での「自己実現」に向けた学習・教育・趣味等の分野は、これらも「時間の消費」というべき性格をもつ。もう一つの位相である、「根源的な時間の発見」とは、「コミュニティ」と「自然」である。地域において福祉や自然保護などの活動に関して、個人が主体的に参加しネットワークを創り、互いに支え喜

びを共有し合うような、様々なボランティアな活動が急速に広がっている。そこで共有され、また参加した個人に充足してくれるのは、いわば「市場／経済」の時間とは別の流れ方をする「時間」だろう。今後、大きく拡大する分野として「自然との関わり（園芸・庭造り・農作業・森林浴・身体運動など）を通じて、ふれあひまた発見しているのは、「自然の時間」とでもいうべき時間の層である。

3) (75)pp.364-371

4) Giddens [1995]「Beyond Left And Right」

5) 『環境白書（平成10年度版）』第1章3節（1）環境効率性の考え方

環境効率性とは、財やサービスの生産に伴って発生する環境への負荷に関わる概念であり、同じ機能・役割を果たす財やサービスの生産を比べた場合に、それに伴って発生する環境への負荷が小さければ、それだけ環境効率性が高い。これは、持続可能な社会を実現するためには経済効率に偏重する現在の経済社会システムから、環境への配慮を織り込んだシステム、すなわち、財・サービスを生産・消費する際に環境への負荷を最大限削減するというシステムへの変革が必要であるとの考え方から生まれたものである。

6) 1998年米国の社会学者のポール・レイと心理学者のシェリー・アンダーソンが新しい人々とした生活創造「Culture Creative」という概念を提唱した。具体的には、単に環境に配慮するだけでなく、家族や地球環境、社会の未来像といった個人生活の分野以外にも総合的に深い関心を示す人々のことで、グリーン・コンシューマーの概念を拡大し、社会への能動性を付与した姿といえる。

7) LOHAS 市場は、5つの分野から成り立っている。①持続可能経済への貢献（再生可能エネルギーや社会的責任投資など）、②健康的ライフスタイル（有機食品やサプリメントなど）、③代替医療（予防法、補助薬品）、④自己啓発（ヨガ、様々なワークショップ）、⑤エコロジカル・ライフスタイル（環境配慮型の家族・オフィス用品、エコツーリズムなど）である。2000年米国の市場規模は、2268億ドル（約30兆円）、全世界では、5400億ドル余りに上るとみられている。

8) 企業の環境活動の評価基準として国際標準化機構(International Organization for Standardization)の定めた環境管理・監査の国際規格「ISO14000シリーズ」である。ISOとは、世界共通の規格・基準などを定める民間組織であり、このISOによって、一部の先進国企業を中心となって進めてきた環境保全活動の規格化が実行され、ISO14000シリーズとして1996年に企業の環境管理システムに関する規格が定められた。これは企業が環境に関する目標を決定し、実行していく上での目標を与える指針となっている。環境管理システムの構築についてのISO14001認証登録件数は1999年1月1日現在7966件であり、環境に関する国際規格としては企業が最も注目しているものである。このうち1524件は、我が国が取得しており、企業のISO14001への対応は国際的にも進んでいるといえる。(40)pp.199-201

9) 「環境会計ガイドライン2005年版」2005年2月、「環境会計とは、企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組みである」と定義される。環境省webサイト〈<https://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html>〉参照

10) 『環境白書(平成10年度版)』第1章3節 2「ライフサイクルアセスメント: Life Cycle Assessment」LCAとは、その製品に関わる資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などすべての段階を通して、投入資源或いは排出環境負荷及び、それらによる地球や生態系への環境影響を定量的、客観的に評価する手法である。

11) 大野剛義 [1996]『「所有」から「利用」へ—日本経済新世紀—』日本経済新聞社

12) 1997年英国の環境コンサルタントのサステナビリティ社のジョン・エルキングトンが「トリプルボトムライン」の概念を提起した。「トリプルボトムライン」とは、企業を財務パフォーマンスのみで評価するのではなく、企業活動の「環境的側面」「経済的側面」「社会的側面」の3つの側面から評価することである。このことによって、企業の環境配慮への取り組みは国際的に普及し、今日、環境報

- 告書の作成は多くの企業で浸透している。(11)p.31
- 13) 企業市民とは、企業は個人と同様に社会を構成する主体=市民であり、社会における良き市民として、法的責任や経済的責任を越えて、教育や福祉、文化等、さまざまな社会問題の解決のために積極的に貢献すべきであるという企業観である。80年代のアメリカにおいて発達し、90年代に入り、日本でも注目されるようになってきた。金森久雄・荒憲治郎・守山親司編 [2013]『有斐閣経済辞典 (第5版)』有斐閣, p.204
- 14) 江口隆裕 [2001]「循環型社会形成推進基本法について」『廃棄物学会誌』No.5 pp.281-285
- 15) (17)p.154
- 16) (12)p.286
- 17) 上勝町は、人口1,964人(内65歳以上49.54%)／面積 109.68平方km(2010年3月31日付)の小さな山間の町である。日本の棚田百選に選ばれた檜原の棚田があり、日本の原風景ともいえる豊かな自然に恵まれている場所である。
- 18) 京都市のごみ量は、ごみ袋の有料制を踏まえて、ピークの年間82万トンから4割以上減の46万トンまで削減でき、また清掃工場の5工場から3工場まで縮小させた。国立環境研究所によれば、指定ごみ袋の価格とごみの排出量の関係は、10円の指定ごみ袋が100円になると、ごみの排出量は21.6%減少し、さらに150円になると33.6%減少するとされる(藤倉 [2014])。
- 19) (70) pp.176-177
- 20) 田中信寿, 吉田英樹, 亀田正人, 安田八十五 [1996]「一般家庭における資源消費節約型生活に対するごみ有料化の効果に関する研究」平成7年度科学研究費補助金(重点領域「人間環境系」研究成果報告書)
- 21) EPRは、生産—流通—消費—廃棄—再生というプロダクトをめぐる一連の循環運動の中で、その製品が適正である否かという、社会的評価が問われるプロダクト・チェーン・マネジメントの考え方による。
- 22) 廃棄後の段階まで含めて、製品の全生涯にわたって生じる環境負荷の低減を考えて製品設計をしようという概念である。
- 23) 再商品化等に要する費用負担は、消費者が負担する額より企業の方が大きいといわれており、取引数の増加が企業負担の増加に結び付くことになる。それゆえ生産段階における長寿命化等の企業努力に期待される。
- 24) (60)p.212
- 25) 拙稿 [2012]「環境と金融の融合—環境配慮型社会の実現に向けた支援システムを中心に—」『立命館経済学』(第61巻・第2号所収)7月, pp.140-149
- 26) 拙稿 [2014]「消費者の環境配慮型行動としてのカーボン・オフセット—低炭素社会の実現に向けて—」『立命館経済学』(第63巻・第1号所収)5月, pp.97-134
- 27) 拙稿 [2015]「都市近郊における里山保全に向けて—市民による共同管理を中心に—」『立命館経済学』(第64巻・第1号所収)5月, pp.60-97
- 28) 藤井良広 [2010]「環境問題と個人金融—環境金融の現状と課題—」『個人金融』冬号, pp.6-7
UNEP・FI(国連環境計画・「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」)には、2008年現在、世界の177を超える銀行、保険、証券会社が参加しており、我が国からは、滋賀銀行、三井住友銀行、住友信託銀行を始めとして、18の金融機関が署名している。
- 29) 尾崎弘之 [2011]「これからの環境と金融—環境金融の変わらぬ重要性—」『月刊金融ジャーナル』2月, pp.70-71
- 30) 内山勝久 [2007]「金融と環境—グリーン金融への動き“環境問題と日本政策銀行の取り組み—CSRとしての環境格付け”」『環境情報科学』36巻3号, p.14
- 31) SPCとは、(Special Purpose Company)の略で、不動産の賃貸、飛行機の賃貸、風力発電、太陽光発電の実施など、特別の目的のみに設立・運用されている会社である。事業が得られる収益を担保

- とした資金調達（プロジェクトファイナンス）を行う手段として利用される。SPCは会社形態をとる株式会社・特別目的会社など法人格を有する団体によって構築される。
- 32) 匿名組合とは、当時者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資をなし、その営業より生じる利益を受け取ることを約束する契約形態という。つまり、営業者が匿名組合員から集めた財産を運用して利益を上げ、これを分配するのが匿名組合契約である。日本においては商法第535条に規定されている。出資者は出資額以上の責任を負担しない有限責任となる。
- 33) 環境省 [2008]「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」p.3 〈http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline080207.pdf〉参照
- 34) 京都クレジットCERの「無効化」は、クレジット購入者（企業やオフセット・プロバイダー等）が、国別登録簿において日本国政府の「取消口座」もしくは「償却口座」にクレジットを移転させることである。その方法は2種類ある。「取消」は、排出枠の権利を放棄することで、京都議定書の枠組みを超えて温室効果ガスの抑制に貢献することをいう。一方「償却」とは、京都議定書の国別目標を日本国が達成できるよう日本国に無償譲渡、日本国政府への寄付」として手続きを行う。我が国では「償却」が一般的である。
- 35) 本田大作 [2009]「第5章 カーボンフットプリントとカーボン・オフセット」『カーボンフットプリント—LCA評価手法でつくる、製品別「CO₂排出量見える化」のしくみ』工業調査会, pp.138-149
- 36) 「カーボン・オフセット第三者認証基準 Ver.1.2」カーボン・オフセット制度運営委員会2013年、環境省 web サイト 〈www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/cc-tpc.pdf#search〉参照
- 37) 「新たな共同管理」とは、里地里山の資源を生態系サービスなど多面的機能から人々の「共有の恵み」と位置付け、多様な主体の連携によって保全活用する仕組みである。日本の里山を支えるしくみの一つである「入会による共同管理」に着目し、新たな形の入会、すなわち「共有の恵み」の享受のために、都市住民や企業など多様な主体が緩やかな共同体として里山の保全活用に関わるしくみを作ることにより、継続的な維持管理が行われることである。
- 38) 自然環境保全法人。イギリスではナショナル・トラスト法に基づき設立されており、優れた自然環境や歴史的環境の保全事業を行う。日本においては、一般に、優れた自然環境などの保全事業を行う公益法人の意に用いられている。この自然保護法人に対する寄附金については、税制上の特例が設けられている。前掲注13) p.961
- 39) 身近な都市公園における「市民による共同管理」の代表的な取り組み事例は、本稿で示した「狭山丘陵」保全の他に、川崎市「生田緑地」、東京都立桜ヶ丘公園、名古屋市「東山の森」、岸和田市「神於山地区」、フォレスト21「さがみの森」保全等の活動が実施されている。
- 40) 「都市林」とは、平成5年の都市公園法施行令の改正により新たな都市公園として加えられた、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園を示す（都市公園施行令第2条）。
- 41) 「指定管理制度について」東京都総務局行政改革推進部庁 web サイト 〈<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/02gyokaku/shiteikanrisyaseido.html>〉参照
- 42) 横浜市の「市民の森制度」は、昭和46年度からスタートした横浜市独自の緑地を保存する制度であり、緑を守り育てるとともに、山林所有者の方々の協力により、市民の憩いの場として利用するものである。土地提供者には、市からの緑地育成奨励金、および、固定資産税・都市計画税が減免される。「市民の森制度」横浜市環境創造局 web サイト 〈<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/green/shiminnomori/shimin-mori-seido.html>〉参照
- 43) 「市民緑地」とは、都市に残された民有地のみどりを保全し、地域に憩いの場を提供することを目的とした都市緑地法によって定められている制度である。（一財）世田谷トラストまちづくりが土地所有者の方と契約を結び維持管理を行う。これを地域に公開することにより、憩いの場としてみどり

- が活かされる。また市民緑地に指定されると、所有者の方にはみどりの維持管理や固定資産税・都市計画税・相続税について優遇措置が講じられる。「市民緑地制度」(一財)世田谷トラストまちづくり web サイト〈http://www.setagayatm.or.jp/trust/green/cgs_system/index.html〉参照
- 44) 「市民風車わんず」グリーンエネルギー青森 web サイト〈<http://www.ge-aomori.or.jp>〉参照
- 45) 「関西における新エネルギーに関する先進的な市民の取組事例集」CASE3 “市・NPO が連携し地域通貨を用いたモデルを構築” 経済産業省 web サイト〈www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/shimintorikumi/jireishu/jireil.pdf〉参照
- 46) 平岡俊一・和田武 [2005]「地方自治体における市民参加型の地球温暖化対策を推進する仕組みと社会的背景—滋賀県野洲町の事例をもとに—」『立命館産業社会学論集』第41巻 2号参照
- 47) 豊田陽介 [2010]「市民が主役の再生可能エネルギーの普及」『低炭素社会への選択—原子力から再生可能エネルギーへ—』法律文化社, p.196
- 48) 「カーシェアリング事業でカーボン・オフセット取り組みを開始」オリックス自動車(株)・オリックス環境(株)プレスリリース(2008年7月1日)、「環境省・自主参加型国内排出量取引制度」を活用した国内初の取り組み, 「カーボン・オフセットの経過報告」, 「環境省・自主参加型国内排出量取引制度」を活用した国内初の取り組み, オリックス自動車(株) web サイト〈http://www.orix.co.jp/auto/press/pdf/release_080701.pdf〉参照
- 49) 「南アルプス市“カーボン・オフセット農産物”の取組み」カーボン・オフセット推進ネットワーク web サイト〈http://www.carbonoffset-network.jp/award1st/entry_data.html?id=28〉参照 「南アルプス市の清らかな水からのJ-VER創出プロジェクト」更新日2014年4月10日 「J-VERを活用したカーボン・オフセットの事例(4) [地場製品の販売促進] 「南アルプス市の取組 地域のJ-VERを活用した特産品として販売し, 地場産品をブランド化」 南アルプス市 web サイト〈http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/kurashi/kurasu/kankyou/ondanka-taisaku/j_ver_project.html〉参照
- 50) 「かながわのナショナル・トラスト運動」公益財団法人かながわトラストみどり財団 web サイト〈<http://ktm.or.jp/contents/national/trust/index.html>〉参照 「かながわのナショナル・トラスト運動について」神奈川県 web サイト〈<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f349/>〉参照
- 51) 「狭山丘陵の都市公園について」「指定管理者制度とは」, 西武・狭山丘陵パートナーズ「狭山丘陵グループ」事業計画書概要版 西武・狭山丘陵パートナーズ web サイト〈<http://www.sayamaparks.com/metropolitanparks/>〉参照

〈参考文献〉

- (1) 芦田文夫, 高木彰, 岩田勝雄編 [2000]『進化・複雑・制度の経済学』新評論
- (2) 足達英一郎 [2002]「金融業の環境配慮に関する考察—エコファンドを事例として—」環境経済・政策学会編『環境保全と企業経営』東洋経済新報社
- (3) 足達英一郎, 金井司 [2004]『CSR経営とSRI—企業の社会的責任とその評価軸—』金融財政事情研究会
- (4) 淡路剛久, 川本隆史, 植田和弘, 長谷川公一編 [2005]『生活と運動:リーディングス環境第3巻』有斐閣
- (5) 栗田房穂 [2002]『成熟消費社会の構想』流通経済大学出版社
- (6) 生田孝史 [2009]「カーボン・オフセットと国内炭素市場形成の課題」富士通総研経済研究所研究レポート No.348
- (7) 稲葉敦編 [2009]『カーボンフットプリント—LCA評価手法でつくる, 製品別「CO2排出量見える化」のしくみ』工業調査会
- (8) 植田和弘 [1992]『廃棄物とリサイクルの経済学—大量廃棄社会は変えられるか』有斐閣
- (9) 植田和弘 [1996]『環境経済学』岩波書店
- (10) 植田和弘 [2002]「循環型社会づくりの新しい課題」『都市問題研究』第54巻第9号, pp.3-14

- (11) 大塚勝男 [1992] 『共生時代のエコノミー』 新評論
- (12) 大塚直 [2001] 「循環型社会形成基本法の意義と課題」 『廃棄物学会誌』 Vol. 12 No. 5 p. 291
- (13) 片岡良範 [2012] 『環境の社会経済学』 ふくろう出版
- (14) 環境省 [2000] 「環境と金融のあり方—低炭素社会に向けて金融の新たな役割—」 中央審議会総合政策部会 “環境と金融に関する専門委員会”
- (15) 環境省 [2002] 「金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書」
- (16) 環境省 [2001] 「日本の里地里山の調査分析について（中間報告）」
- (17) 環境省 [2003] 『平成15年版 環境白書』 ぎょうせい
- (18) 環境省 [2007] 『平成19年度版 環境・循環型社会白書』 ぎょうせい
- (19) 環境省 [2015] 『平成27年版 環境白書』 ぎょうせい
- (20) 環境省 [2008] 「オフセット・クレジット（J-VÉR）制度について」
- (21) 環境省 [2010] 「日本におけるカーボン・オフセットの取組と国内排出量取引制度」
- (22) 環境省 [2010a] 「里地里山保全活用行動計画～自然と共に生きるにぎわいの里づくり～」
- (23) 環境省 [2010b] 「生物多様性国家戦略 2010」 3月16日
- (24) 環境省 [2010c] 「生物多様性総合評価報告書」 生物多様性総合評価検討会 5月10日
- (25) 環境省 [2011a] 「カーボン・オフセットの現状とカーボン・ニュートラル」 6月
- (26) 環境省 [2011b] 「我が国におけるカーボン・の取組み活性化について（中間とりまとめ）」 カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会 9月
- (27) 環境省 [2012] 「平成24年度カーボン・オフセットレポート」
- (28) 環境省自然環境局 [2013] 「生物多様性国家戦略 2013 生物多様性国家戦略2012-2020—豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ」 9月28日
- (29) 木原啓吉 [1992] 『ナショナル・トラスト：自然と歴史的環境を守る住民運動ナショナル・トラストのすべて』 三省堂
- (30) 呉尚浩 [2000a] 「市民による里山保全の現代的意義—“市民コモンズ”としての都市里山—」 『社会学研究』 中京大学社会学研究所 20巻(1)39号, pp. 75-121
- (31) 呉尚浩 [2000b] 「都市近郊における里山保全の新たな展開と課題—市民による共同管理をめぐって—」 環境経済・政策学会編 『(環境経済・政策学会 年報第5号) アメニティと歴史・自然遺産』 東洋経済新報社, pp. 163-179
- (32) 小寺正一 [2008] 「里地里山の保全に向けて—二次的自然環境の視点から—」 国立国会図書館レファレンス
- (33) 小林紀之 [2010] 「森林吸収源とカーボン・オフセットへの取組み」 『林業改良普及双書』 全国林業改良普及協会
- (34) 小林紀之 [2010] 「森林吸収源を活用するカーボン・オフセット J-VÉR 制度」 『農業と経済』 第77巻 第4号, pp. 26-38
- (35) 小宮山宏編 [2010] 『サステナビリティ学 ④：生態系と自然共生社会』 東京大学出版会
- (36) 佐伯啓思 [2003] 『成長経済の終焉—資本主義の限界と「豊かさ」の再定義—』 ダイアモンド社
- (37) 島崎規子 [2010] 「カーボン・オフセットによる温暖化ガス排出削減—カーボン・オフセットの動向と課題—」 『城西国際大学紀要』 第18巻第1号, pp. 83-109
- (38) 全国銀行協会 [2009] 「金融業における環境事業活動の現状と銀行に期待される役割」
- (39) 武市明弘, 植田和弘, 片山幸士編 [1999] 『人間環境の創造』 勁草書房
- (40) 武内和彦, 鷲谷いづみ, 恒川篤史編 [2001] 『里山の環境学』 東京大学出版会
- (41) 武内和彦, 住明正, 植田和弘編 [2002] 『環境学序説』 岩波書店
- (42) 武内和彦, 奥田直人 [2014] 「自然とともに生きる」 武内和彦, 渡辺綱男編 『日本の自然環境政策：自然共生社会をつくる』 東京大学出版会
- (43) 只木良也 [1996] 『森林環境科学』 朝倉書店

- (44) 田中勝 [1996] 『廃棄物入門』中央法規出版
- (45) 田中勝 [2002] 「循環型経済社会とリサイクル」『都市問題研究』第54巻第9号, pp. 15-28
- (46) 谷本寛治編 [2003] 『SRI 社会的責任投資入門』日本経済新聞社
- (47) 谷本寛治 [2006] 『企業と社会を考える』NTT出版
- (48) 谷本寛治編 [2007] 『SRI と新しい企業・金融』東洋経済新報社
- (49) 寺西俊一 [1992] 『地球環境問題の政治経済学』東洋経済新報社
- (50) 暉峻淑子 [1995] 『豊かさとは何か』岩波書店
- (51) 暉峻淑子 [2003] 『豊かさの条件』岩波書店
- (52) 戸田常一 [2002] 『グリーン共創序説—循環型社会をめざして—』同文館出版
- (53) 内閣府 [2009] 『平成20年度版国民生活白書』時事画報社
- (54) 西村淑子 [2011] 「カーボン・オフセット—地方自治体によるオフセット・クレジットの活用—」『群馬大学社会情報学部研究論集』第18巻, pp. 131-139
- (55) 広井良典 [2001] 『定常型社会—新しい「豊かさ」の構想—』岩波書店
- (56) 藤井良弘 [2005] 『金融で解く地球環境』岩波書店
- (57) 藤井良広 [2013] 『環境金融論—持続可能な社会と経済のためのアプローチ—』青土社
- (58) 藤倉良, 藤倉まなみ [2014] 『文系のための環境科学入門』有斐閣
- (59) 細田衛士, 室田武編 [2003] 「物質循環から見たリサイクルの経済学」『循環型社会の制度と政策：岩波講座環境経済・政策学第7巻』岩波書店 pp. 59-63
- (60) 細田衛士 [2012] 『グッズとバズの経済学（第2版）』東洋経済新報社
- (61) 丸山徳次, 宮浦富保編 [2007] 『里山学のすすめ「文化としての自然」再生にむけて』昭和堂
- (62) 水口剛編 [2011] 『環境と金融・投資の潮流』中央経済社
- (63) 南眞二 [2008] 「里山保全の方向性と法の仕組み」『新潟大学政理論』第40巻第3・4号, pp. 24-53
- (64) 室田武編 [2003] 『環境経済学の世紀』中央経済社
- (65) 森本幸裕 [2011] 「里山の概念と意義」『環境技術』Vol. 40 pp. 8-14
- (66) 諸富徹・鮎川ゆりか編 [2007] 『脱炭素社会と排出量取引—国内排出量取引を中心としたポリシー・ミックス提案—』日本評論社
- (67) 山川肇, 植田和弘 [2001] 「ごみ有料化研究の成果と課題：文献レビュー」『廃棄物学会誌』Vol. 12 No. 4 p. 52
- (68) 吉田文和 [2004] 『循環型社会—持続可能な未来の経済学—』中央公論新社
- (69) 四手井綱英 [1993] 『森に学ぶ：エコロジーから自然保護へ』海鳴社
- (70) 寄本勝美 [1999] 『ごみとリサイクル』岩波書店
- (71) 寄本勝美 [2001] 「二つの公共性と官, そして民」『公共を支える民』コモンズ
- (72) 寄本勝美 [2003] 『リサイクル社会への道』岩波書店
- (73) 林野庁編 [2013] 『平成25年度版森林・林業白書』全国林業改良普及協会
- (74) ダニエル・ベル, 内田忠夫訳 [1975] 『脱工業社会の到来（下）』ダイヤモンド社
- (75) ダニエル・ベル, 林雄二郎訳 [1976] 『資本主義の文化的矛盾（中）』講談社
- (76) E・F シューマッハ, 小島慶三・酒井ツトム訳 [1986] 『スモール・イズ・ビューティフル—人間中心の経済学—』講談社
- (77) J. K. Galbraith, 鈴木哲太郎訳 [1995] 『ゆたかな社会』岩波書店
- (78) J. S. Mill, 末永茂樹訳 [1971] 『経済学原理』岩波書店